

令和3年第5回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和3年12月10日(金曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
建設水道課長	生田目聡君	税務課長	我妻美幸君
住民課長	関根恵美子君	保健福祉課長	佐川建治君
農政商工課長	坂本克幸君	学校教育課長	高野喜寛君
社会教育課長	生田目源寿君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 八代敏彦 主 事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、10人で32項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、八代敏彦君。

○議会事務局長（八代敏彦君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

お手元にお配りしました一般質問の同趣旨扱いをご覧ください。

質問順2、8番、須藤浩二議員の（1）コロナワクチンの接種についてと、質問順7、3番、会田哲男議員の（3）新型コロナワクチンの接種状況と今後の接種計画についてと、質問順8、7番、金成英起議員の（1）第6波への町の備えについてと、質問順10、9番、上野信直議員の（7）新型コロナ3回目のワクチン接種と今後の対応はの4項目が同趣旨扱い。

次に、質問順4、5番、岡部宗寿議員の（1）殿川の堤防の利活用についてと、質問順7、3番、会田哲男議員の（2）殿川の河川管理道と畑田川の合流地点付近に人道橋の設置をの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順5、11番、水野秀一議員の（2）持続できる農業に取り組むべきではないかと、質問順9、10番、角田勝議員の（1）町農業の大黒柱である「米づくり」が米価大暴落により危機的状況、町は対策をとるべきの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順6、4番、木田治喜議員の(2)中学校建設事業の進捗状況及び建設検討委員会の位置づけについてと、質問順8、7番、金成英起議員の(2)浅川中学校建設検討進捗状況についての2項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長(円谷忠吉君) あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力いただきたいと思っております。

順番に質問を許します。

質問順1、2番、兼子長一君、(1)新規就農者支援制度の拡大についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

[2番 兼子長一君起立]

○2番(兼子長一君) 新規就農者の支援制度の拡大について、4点ほど質問をいたします。

農業後継者や担い手不足対策におきましては、新規就農者への支援は重要な対策であります。農林水産省は40代以下の農業従事者拡大を目指し、新規就農者育成対策を進めています。浅川町においても支援制度を拡大すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

1点目ですが、新規就農者が取得する農業機械やパイプハウスなどへの補助限度額50万円を引き上げる検討をすべきと思うが、考えはありますか。

2点目ですが、就農に必要な農地や住宅の情報提供体制はどのようになっているのか。

3点目、技術習得のため研修制度や国・県との連携はどのようなものがあるのか。

4点目、過去3年間の浅川町における新規就農者の数はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長(円谷忠吉君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

1点目につきましては、国・県におきましても様々な支援策が打ち出されてきておりますので、町においても、それらの支援策や近隣町村の状況、町の財政状況を考慮しながら検討していきたいと考えております。

2点目の農地の情報については、農業委員会と連携して、住宅の情報については関係する各課と連携して情報提供する体制を取っております。

3点目につきましては、研修などは県の農業短期大学の研修制度がございます。就農に関することや農産加工に関すること、農業機械に関することなどの目的に応じた様々なコースが開催されておりますので、相談等あった場合は、そちらをご紹介します。

国・県との連携については、必要に応じて、農業普及所を通して関係各所につないでいただき、連携を図っているところであります。

4点目の過去3年間に認定新規就農者となられた方の数は、平成30年度は2名、令和元年度は2名、令和2年度は1名の計5名となっております。

以上です。

○議長(円谷忠吉君) 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目につきましては、検討していくという答弁で、どのような検討をされるのか、ちょっともっと具体的にお願いしたいと思います。

他町村のこの状況を私調べましたら、石川郡なんですけれども、石川町においては、新規就農者が技術習得するための研修をする場合は、月5万円の助成制度がございます。それから、玉川村においては、ビニールハウス設置に要する経費、2分の1で上限165万円の助成金がございます。平田村におきましては、新規就農者の農地取得に対して、借入金があった場合ですね、その5分の1、500万円を限度に補助金交付するという制度もございます。古殿町においては、農業関連設備整備に対して10分の7の補助という制度がございます。

浅川町の今、制度を見ますと、私質問したとおり、農機具やらパイプハウスの購入費用、これの上限額が50万円というようになっていまして、この辺の浅川町における新規就農に対しての支援というものが、ちょっと少ないのかなと思います。

私、なぜこういう質問をするかという、今、地方移住というものが非常に着目されております。さらに、人口減少対策において、定住・移住、こういったものを進めていく上では、この新規就農者というものが一つの要因としてあるのではないかな。そういう点で、全くの新規就農したい、こちらに移住してやるという方に対しての支援策というものを、浅川町としてもっと充実したものをやっぱり備えておくということも、いわゆる定住・移住、そういった政策面からもこれは必要ではないかなという観点から、私、この質問をさせていただきました。

それから、2点目の農地とか住宅関係の情報提供は関連機関と連携してやるのは、これ当然やることでありまして、今の体制をさらに強い連携の下に情報提供をしていただきたいと思います。

それから、研修制度については、町長答弁のとおり、農業短大とかいろんな機関で、もうそれは進めております。

ただ、研修するからには、その新規就農を目指している人は、その時点で研修している期間というのは、何の生活するためのそういういろんなものをとというのはなかなかない状況ですね。ですから、当然国の研修で、制度で年間150万とかそういう制度ありますが、それに上乗せしたものを町として制度をつくるべきではないかと思います。

それから、過去3年間の新規就農者数は5名ということで、今答弁ありましたが、この5名のうち、就農にはいろんなパターンがあります。親元就農ということで、もともと農家の長男、次男が就農する場合と、全く農家に関わっていない人が新たに農業に新規参入するという方もおりますので、この5名のうち、どういう就農の形態なのか、ちょっと再度お答えをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最後の4点目は、担当課長より説明させていただきます。

1番は、浅川町は、農業者にはそれなりの支援はしていると思います。他の町村とも引けを取らないと私は感じておりますので、どちらにしても、補助、補助と言われますが、今、物すごい補助が各課に出しております。そういう中でも、農業のほうは、農業の方々、就農者に対してもそれなりの補助を出しております。

どうしても新規就農者で浅川町を使いたいんだと言えば、やっぱりそれなりの課長と相談をして、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

また、3点目の研修制度、国のほうでは生活費が150万円出ますが、その上で町のほうで、それなりの上乗せをしていただきたいということでありますが、やはり、それも補助すれば町は楽であります、どっちにしてもお金というのは決まっておりますから、それなりのやはり検討をしていかなければ、なかなか補助は上乗せすることは大変でありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えします。

認定新規就農者の5名についてなんですが、うち3名は親元就農となっております。残り2名の方につきましては、こちら夫婦型となっております、件数的には1件という形になります。これも、もともと就農はしていたお家ではありますが、一旦やっけていなくて新たに再開したという形で、就農したという形になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） こういう様々な補助制度、これは当然財源が伴うものですから、これはいろいろ難しいのは分かります。ただ、やはりそこを工夫して予算を組み立てるというのも必要かと思うんです。

実は、特にパイプハウスについては初期投資が大変なんです。例えば、イチゴハウスですと500万円程度かかると言われています。暖房も必要ですから、そういう設備も必要ですね。

実は、私ちょっと、そういうイチゴハウスをやりたいという方の相談を受けておまして、その方は全くの新規参入を目指している方なんです。どこか農地が休耕地、空いていないかというちょっとご相談を受けて、私はその方もいろいろお話をしました。そういった中で、なかなか浅川町においては、そういう制度がちょっと不足しているということで、そういう話もありました。

その方、今、すごい熱い心を持っている方なんです。ぜひやりたいという方なんです。夫婦で目指したいという方なので、そういう方がいらっしゃるといことは、やはり町としても、そういう思いをやっぴり酌み取って、支援していくという体制をやっぴり整えるべきかなと思います。そういう気持ちがあるうちですね。それがきっかけでその他の方、いわゆる首都圏に在住している方とか、そういう人を浅川町に新規就農してくださいよという、そういう呼び込みでしょうか。そういうものを目指すというのも、これ、さっき言った人口減少対策につながると思うんですね。そういう観点から、農業だけに優遇するんだと、そういう観点ではなくて、町づくり全体でこれが必要なんだという考えでやっていく必要があるのかなと思うんです。

それで、農林水産省は令和4年度の予算概算要求に、さっき言った40代以下の農業従事者の拡大ということで、40万人目指します、令和5年まで。経営開始資金として、最大1,000万円の支援をしますという、これは国の制度です。そこに地方自治体が参画して支援していくという、そういう今、農林水産省は目指しています。

そういう制度もこの令和4年度からできることですから、やはりそういう浅川町においても、そういったところをよく調べて、こういう国の制度に乗っかるような考え方をさせていただければと思います。

町長、もう一度、この辺、答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も、町づくりは大いに賛成であります。

本町でも、できることは担当課といろいろ工夫をしております。やはり初期の投資というのは物すごくお金がかかるんですよ。これは農家だけでないんですけども、とにかく、そういう前向きな方には、本当に町としてはそれなりの支援をさせていただきます。

そしてまた、国・県に支援策を強く今後も要望して、なるべく手当てが来るような制度をつくっていただきたいと思っております。町としても黙っておりませんので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（２）各行政区からの要望事項と令和４年度予算編成についての質問を許します。
２番、兼子長一君。

〔２番 兼子長一君起立〕

○２番（兼子長一君） 各行政区からの要望事項と令和４年度予算編成についてお伺いをいたします。

各行政区から要望事項を取りまとめる時期に今来ておりますけれども、令和４年度の予算編成において、この要望の取扱いについて、町長の見解をお伺いいたします。

１点目ですが、各行政区から毎年度同じ要望、案件が出される事項がありますが、それらについて、理由や実態についてどのように把握をされているのかお伺いいたします。

２点目ですが、行政区の要望事項を予算化するに当たって、どのように判断をしているのか。また、判断基準はあるのかお伺いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目につきましては、基本的に要望箇所の確認をし、必要に応じ、各行政区の関係者と協議を行っているところであります。

２点目につきましては、町民の皆様の生命、財産を守ることを最優先に要望内容を確認し、財政上の観点も踏まえながら判断しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ２番、兼子長一君。

○２番（兼子長一君） １点目のほうは、これは現場を確認して、行政区長と相談をして確認している。しかしながら、その結果、結局、検討します、それから、ちょっと予算の関係ですぐの実施はできませんという、そういう回答を令和元年度から文書で各区長に出すようになったんでしょうけれども、しかし、そういうもなかなか、毎年毎年、どここの道路の舗装やら、どここの防犯灯やら、カーブミラーやらという、同じ案件が出ていると思うんですね。だから、それが、現場確認して区長と話し合ったときに、もうちょっと突っ込んだ話で、本当にこれ、毎年この要望上がっていますが、どうなんだろうかと、本当に行政区として必要なんだろうかと、もうちょっと突っ込んだ話は必要かと思うんですね。

それと、あと、例えば、この26行政区ありますけれども、浅川町でね、全部ね、26行政区ありますけれども、例えば、ある行政区は、要望すればすぐ実現して実施してもらえる。ところが、ある行政区は、何年も要望しているんだけど全然実現されていないという、そういうのあるんですかね。やはり、これ行政は公平にやらなくちゃならないんで、ある一定の行政区ばかりいろんなものでこうやって、ある行政区はもう何年間もそれが、要望が実現していないという、そういう行政区。そういうのも、これは把握されていますかね。これ、

各課に分かれてしまうと思うんですけども、要望事項においては。

だから、そういうのも、だから毎年毎年要望出されるということは、それが何か一つの原因ではないかと思うんです。それは、回答によって、予算づけします、何年頃という回答だけでは、やはりその行政区としても困ってしまうのではないかと思うんですね。そういうところ、もうちょっと、そういうので私これ、同じ要望が出されている理由とか実態はどのようにつかんでいるのかというのをお聞きしたいんです。その辺です。

あと、2点目の予算化の判断基準というのは、これ、ないのは私分かっています、こういうのは、ないですよ。さっき町長が答弁したように、町民の生命、財産において優先順位を決めるんだというのは、これは当然のことです。だから、そこで生命、財産を守るのには、じゃ何が優先順位なのかといっても、これ様々な要望があるんで、その辺のある程度のガイドラインというのは、町当局として、やっぱりある程度持っていたほうがいいのかと思うんですね。そういう形でこれ、今質問したんですけども。再度、この答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 要望事項はほとんど私も確認させていただいております。これは、もう2年前から、今、実施しております。

それで、舗装が何年も要望しているのにかかっているところを、まず具体的に教えていただきたいと思います。

あと、区長さんと突っ込んだ話は必ずして、ある程度区長さんは納得して回答をもらっているはずだと思っています。私はそういうふうに、町長に就任してからやっているつもりであります。

あと、もう一点、何年も要望しているが実現していない、各行政区が実現しているのになぜかというのは、そこも、もし具体的に言っていれば幸いと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 今、町長が言うように、具体的な事例挙げてくれというのは、それはちょっと差し控えますけれども、ただ、それはむしろ当局として、それはつかまなくちゃならないと思いますよ。それはいろんな区長要望が上がってくるわけですから、そこを一件一件仕分する中で、それは当然見ていかななくちゃならない。だから、私さっき言った、26行政区のうち毎年実現している案件と、全く実現していない案件の行政区の、そういう分析、それはやはり要望を受けた町がその辺ちゃんと仕分して、やっぱり見なくちゃならないと思うんです。そういうバランス的なものですよ。

それは、私に言ってくださいと言われても、それは私の問題じゃなくて、それは町当局の話ですから。そういう、やはり分析というか、そういうものはやっぱりやっておくべきだと思うんです。だから、そういうふうに、毎年毎年同じ案件が上げざるを得ない、行政区として。そういう状況になっていると思うんですよ。そこを私は言いたいんです。

あと、今年、これ私、手元に持っているんですけども、地元の区長さんからお借りしたんですけども、10月27日付で各行政区区長様、令和4年度の区長要望について、という、この文書が出されています。ここに、令和4年度の予算編成の資料としたいので、行政区要望がある場合は、別添の記載例を参考に作成し、下記に

より提出してくださいと。12月1日まで、提出先は総務課ということになっているんですね。

今年からこの要望事項を記入する用紙が1件1枚になりました。今までは、この様式に何件、何件と数件記載する様式だったそうですね。今年からこういうふうに様式変わりました、それで、ある区長さんによっては、これ何か20枚ぐらい来たそうなんです、各行政区。枚数が多いので、集会を開いて区民の皆さんの要望事項ありませんかということでお聞きしたそうです。その中で、枚数が多いので、一人一人区民の方に配布したそうです、この要望事項。本来は、区長が取りまとめてここに書いて出すべきものを、一人一人区民の方に配布してしまったそうなんです。そういうことなので、こういう依頼文書を出すときには、今年から様式が変わりましたと言、やっぱりそういうものを付け加えないと、区長さんによっては様々な判断をしてしまう。

それから、あと写真と地図がこれは添付で、写真については必ずではないんでしょうけれども、区長さんによっては、デジタルカメラで撮ったはいいいけれども、それを印刷するプリンター、パソコンがない区長さんの中にはいらっしゃる。そういう方は、やむなくセブンイレブンとかに駆け込んで、そこで印刷したという。そういう区長さんによっては、そういう環境にある方とない方がいると思うんです。やっぱりそういう区長さんへの配慮も必要だと思うんです。

そういう面で、やはり何といいましょうかね、区長になった立場で、やはりこういう行政区要望を取りまとめる必要があるのかなと思いますので、この文書については、これは致し方ないと思います。私はいいいと思いますよ、これはこれで1件に1枚にしたということは。そういう今までの提出要領を直した、改正したということで、これはそういう職員の方の発想がいいと思います、私それ。旧態依然で前例主義ということじゃなくて、自分の考えでやったということは、私はこれはいいことだと思います。

そういう点で、やはり直すときには一言そういうのも付け加えていただければなと思います。

前に言った、いわゆる要望事項の分析というか、実施している行政区と、何年間も実現していない行政区のそういう今後の対応を、ちょっと再度お聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず最初の、実現した、しないのは、再度確認を担当課といたします。

また、その様式が変わったというのは、当然、今、最後は褒めていただきましたが、職員が区長に迷惑をかけないようにするという、分かりやすいように改善したと思いますが、なお、これも担当課と今後相談させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、8番、須藤浩二君、（1）コロナワクチンの接種についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 4名ほどの同趣旨でありますので、簡潔に行いたいと思います。

コロナワクチンの接種について、1点目、直近の接種状況を対象年齢別で教えてください。この件に関しましては、事前に紙ベースで頂いて、非常に助かっております。

2点目、1回目、2回目接種を行って、何か改善することはありましたか。

3点目、3回目の接種について、現時点での考えを教えてください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、3番、会田哲男君、（3）新型コロナワクチンの接種状況と今後の接種計画についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 同趣旨でございますので、簡単に質問したいと思います。

今、須藤議員からもあったように、年齢対象別のは資料として頂きました。これで了解しましたが、1つとして、12歳以上の接種区分対象ごとの対象人数については、今、資料をもらっているんですが、今後の12歳の接種の状況をお聞きしたいと思います。接種計画ですね。あと、2つ目として、3回目のワクチン接種の今後のスケジュール計画についてお伺いしたいと思います。

これ、新たな変異株も出てきているというような状況の中で、今後どのようにスケジュールを組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順18、7番、金成英起君、（1）第6波への町の備えについての質問を許します。

7番、金成英起君。

〔7番 金成英起君起立〕

○7番（金成英起君） それでは、質問を申し上げます。

第6波への町の備えについて質問いたします。

①ワクチン未接種への対応について、②3回目追加接種への課題について、③子供のワクチン接種が来年2月頃スタートについて、④3回目追加接種等、5歳から11歳のワクチン接種が重なるについてをお伺い申し上げます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順10、9番、上野信直君、（7）新型コロナ3回目のワクチン接種と今後の対応はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 通告に従い、簡潔に4点、伺います。

1点目ですが、これまでの2回行われたワクチン接種の状況を伺います。

2点目ですが、3回目接種の時期と方法について伺います。

3点目は、これまで中止が多かった町の各種行事の再開の見通しについて伺いたいと思います。

4点目ですが、今年の9月に、町内で10歳未満の2名の感染が相次いで報じられました。当然、こども園や学校に子供を通わせている保護者は不安になりましたが、こども園や学校の運営に支障はないという連絡が町から保護者に行かず、不安が広がりました。開会中の9月議会には町から行政報告があり、こども園や学校の運営に支障はないと伝えられましたから、個人情報に抵触するわけでもなく、LINEなどで簡単にできる対

応でした。今後、このようなことがあれば、保護者に迅速に知らせるべきではないでしょうか、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、8番、須藤議員にお答えいたします。

1点目につきましては、11月末日時点での2回目接種のデータとなりますが、65歳以上が2,121人で、接種者が2,023人、接種率95.4%、50歳から64歳が1,238人で、接種者が1,162人、接種率93.9%、13歳から49歳が2,238人で、接種者が2,041人、接種率91.2%、小学校6年生の12歳が27人で、接種者が24人、接種率88.9%、全体では5,624人で、接種者が5,250人、接種率93.3%となっております。

他町村や職域で接種した方のデータがまだ反映されていない部分がありますので、最終的には、2回目の接種率は94%近くになる見込みです。

2点目のワクチン接種時の改善点と課題については、国からの供給が不安定だった点、60歳以下の接種日に日曜日を設定しましたが、次の日の副反応を考え、あまり予約が入らなかった点などです。

3回目接種のワクチン供給については、県を通し、安定した供給を求めていきたいと思っております。

接種日には、前回までのニーズを反映させ、医療機関と相談し設定していきたいと思っております。

3回目接種については、その他の問題点や課題についても修正し、今ある条件の中で全力で取り組んでいきたいと思っております。

3点目につきましては、2回目接種から8か月以上経過した方が対象ですので、町の集団接種で65歳以上の2回目接種者が来年2月から接種開始できるようになります。

2月にさぎそうの施設入所者、3月から高齢者の集団接種を開始し、それ以降、6月にかけて前回同様、角田先生と石川郡医師会のご協力をいただき、3回目接種を計画したいと考えております。

予約の方法としては、前回までの電話予約、ウェブ予約に加え、高齢者には地区割、日時指定なども検討したいと考えております。

次に、3番、会田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、須藤議員の1点目と同じです。

2点目につきましても、須藤議員の3点目と同じです。

次に、7番議員にお答えいたします。

1点目につきましては、1、2回目未接種者は約340名おります。未接種者に対しては、過去に数回、勧奨通知を出しております。

皆様ご存じのとおり、ワクチン接種については、強制でなく個人の判断の接種となっております。現在、町でのワクチン在庫はありませんが、国では、3回目の接種時に未接種者への接種も可能としており、希望があれば、3回目の接種時に実施できると見込んでおります。

2点目につきましては、須藤議員と同じです。

3点目、4点目につきましては、現時点では、国で早ければ来年2月から小児への接種を開始する可能性があるという方針を打ち出しており、時期的にも3回目接種開始される時期と重なっております。

ファイザー社の5歳から11歳用のワクチンは、12歳以上用の既存のファイザー社ワクチンとは濃度や用量が異なり、管理や接種時には混同しないよう、今まで以上に注意が必要となります。

これを踏まえて、石川郡内5町村と石川郡医師会では、5歳から11歳のワクチン接種をどのように進めているか、検討段階に入ったところです。

今後もさらに検討を重ね、接種希望者を把握しながら、国が示す接種開始時期に合わせ、スムーズな接種ができるよう体制を整えていきたいと考えております。

次に、9番議員にお答えいたします。

1点目につきましては、須藤議員の1点目と同じです。

2点目につきましては、須藤議員の3点目と同じです。

3点目につきましては、福島県が発表している感染拡大防止対策を基本に、本町及び本町周辺地域の発生状況等を踏まえ、対処してまいります。

4点目につきましては、学校教育関係でありますので、教育長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

4点目につきましては、個人が特定されてしまうことがないか、誹謗・中傷につながらないかなど、十分配慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 再質問です。

まず、1点目の接種状況に関しましては、接種しなかった理由を、担当部局のほうでどのように把握しているのか。先ほどの答弁では、職域接種等の方の人数は把握していないということだったので、職域接種の方の人数が入れば、またパーセント上がるのは当然なんです、その辺のすり合わせは、担当部局ではどの辺までいって、どの辺まで行っているのか、1回目接種しなかった343人の方、それから1回目は接種しましたが、2回目は接種しなかった31名の方に関して、おおよそでもいいんですが、このような理由で接種されていないという情報があれば、お教えいただきたい。

2点目の改善することということで、日曜日の接種があまり評判がよくなかったと。やはり受ける身に立ってみれば、そうですね、副反応という恐ろしい未知のものを抱えるものでありますから、日曜日接種して、月曜日、万が一会社を休むようなことになると考えますと、やはり難しいのではないかと。

また、連日勤務される角田先生の体調面を考えますと、やはり日曜日はお休みのほうがいいのかと、私は思います。

3点目、3回目の接種について再質問ですが、おおよそ最近の報道で接種メーカー等明るみになってきました。知らされることになってきました。本町では、浅川町ではファイザー社を1、2回目接種しておりますが、3回目はどちらのメーカーになるのか、お伺いいたします。

また、3回目が始まるに当たって、1、2回目を接種しなかった方が、私もやっぱり接種したいよという方が出た場合の対応はどうするのか、お答え願います。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今ほどの、1回目を受けたけれども2回目受けなかった方と、あと、1回も受けていない方のその理由の分析なんですけれども、1回目受けた方で受けなかったというのは、やっぱり1回目で熱とか出て、ちょっといいやという感じなんですけれども、一応2回目のほうも勧めてはおりますけれども、やはりここは個人の判断ですので、受けないという意思があれば、やっぱりそれは、それを尊重していきたいという感じしております。

1回も受けていない方に関しましては、特に高齢者なんかには、もう2回ほど勧奨通知出しているんですけども、やはりここも自分の固い意思でありますとか、あとは、そういう中の方でも、勧奨していくうちに、周りが受けたからやっぱり受けたいという方もおりますので、その辺は随時、次の受けられるタイミングを案内しているというところがございます。

次の、ファイザーかモデルナかという部分なんですけれども、こちらに関しましては、町としては1、2回目ももう、ほぼほぼファイザーでしたので、国にはファイザーを希望したいんですが、国のワクチンの供給の予定とか状況がまだ見えていませんが、できればファイザーでいきたいなどは町では考えておりますが、国でモデルナも配分して、これでやってくださいと言え、またちょっといろいろ検討しなきゃいけないなという感じはしております。

それと、あと未接種者に関しましては、これも先ほど町長答弁ありましたように、3回目接種のときに、一応やっぱり受けたくないけれども、やっぱり受けなくなったという人は、保健センターのほうでちょっと人数をストックしておいて、3回目接種案内できるときに一緒に案内したいなというふうに考えています。

あと、日曜日の接種日の設定なんですけど、これ、議員さんおっしゃるとおり、やはり今回若い世代、特に実施したときに、日曜日の予約が結構入らない日が多かったという点で反省をしておりますので、やっぱりここは、角田先生の日程と照らし合わせて、十分、金、土あたりでちょっと重点的に設定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ありがとうございます。

最後にもう一点だけ、3回目の接種についてなんですけど、先ほど答弁の中で、電話予約、もしくはウェブでの予約もするみたいなことを答弁で聞いたんですが、2回目の接種のときは、もう1回目の接種から何日の何時に来てくださいねという方法で接種したと思うんですね。年配者の方などは、やはり予約に対してかなり困難であるということを考えますと、もう町のほうで1回目、2回目のスケジュールがあるわけですから、それを基に3回目のスケジュールをあらかじめもう対象者に投げかけて、この日の何時にあなたは接種となりますよと、それで、もし都合が悪い人は変更というような形のほうがスムーズではないかと私は思うんですが、3回目の予約について何かあれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 3回目の予約についてなんですけど、議員さんおっしゃるとおりで、高齢者に関しましては、日中、時間のある方が多いと思われるので、町長答弁にもあったように、8か月経過すれば、自動的にもうその人が3回目の対象者になりますので、そういうものを踏まえて、地区割とか日時指定という

ものもちょっと検討していきたいと思います。

この地区割、日時指定に関しましては、町の総合健診のほうでも実際もうやっけていまして、こちらでやっけても結構スムーズにいってまして、トラブル等も特にないので、そういう地区割、日時指定も検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今の須藤議員のほうで、私も2回目の質問しようと思ったところ、大体了解しました。

ちょっと1つだけ、今、国のほうでもいろいろ動いているわけなんですけど、8か月を6か月に前倒しするというふうな話も出ておりますが、自治体の事情によっては、この辺はどのように、国のほうから、あるいは県のほうから、町に対して来ているものか。あと、町として今どのようなことを、前倒しですね、についてはどのように考えているところなのか。そういった点を確認しておきたいと思うんですが、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今の質問の件なんですけれども、原則、国では今のところ8か月というのが原則だと。6か月というのは、理由がない限りは6か月にしないというのが今我々に来ている国の通知ということで、こういう計画を立てる段階なんですけれども、今、国会とかですごく、6か月にするとかしないとかと揺らいでいますので、今のところは8か月というところを国の指針のほうで進めてはおりますが、万が一、これは6か月もオーケーだよとなれば、またそれは、状況で検討するというところで動いております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） その自治体の特別な事情というのは、まだ何も来ていないんですよね、多分。どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今、一般的に言われている特別な事情に当たるというのは、施設とかでクラスターが発生したとか、そういうものの本当に狭い範囲、非現実的なちょっと範囲での6か月は認めるという部分ですので、これが今後、今、国でも議論されているようなので、緩和されれば、その緩和状況に応じてちょっと検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 1点目については、おおむね分かりました。ワクチン接種をしていない方でも3回目は希望者によりできると。

課題なんですけれども、3回目の追加接種の課題、この時期はどうしても寒い時期に当たるわけですね。会場は恐らく体育館で、今回も3回目の接種会場となると思いますが、この寒さの対策と、あと2月から3月にかけての5歳から11歳のワクチン接種が一般の接種と重なるかもしれない。恐らく重なるのではないかと予想できますので、この対策もぜひ町のほうでしっかりとしてもらいたい。

ちなみに、いわきでは、3回の追加接種が8日から始まりましたね。医療従事者が対象であります。一般の市民は来年の1月16日から始まるという新聞の見出しがありました。これ、恐らく国の方針で前倒し、恐らく1か月ぐらい早まるのではないかとこの予想が立ちますので、恐らく浅川の場合も、2月頃、3回目の接種が始まるのではないかと。従事者はその前倒しですから、1月かその辺。1か月ぐらい早いですからね。その後、一般に入るのは2月頃になるのではないかと思います。

町のほうも、それに対処して準備はおいおいと進めていくんでしょうけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目、2点目は分かりました。結構です。

3点目です。

町の各種行事の再開の見通しについてなんですけど、本町や周辺の発生状況を踏まえて決めるという、こういうお答えでありました。そのとおりでとは思うんですけど、例えば、現状ですと、石川管内でもほとんど発生がないという状況です。こういう状況が続けば、基本的に町の行事は再開すると、こういう方向であるということと理解してよろしいでしょうか。もちろん、感染防止のための必要最小限度の措置は取らなければならないとは思ひますけれども、基本的には、今のままが続けば再開すると、こういう方向なのか、伺ひたいと思ひます。

それから、仮に、その行事ごとにやはり決めなければならないということであれば、やはりある程度の期間の前にこれを決めておく、決める、発表すると、こういうことが必要だろうというふうに思ひます。その辺に對する町の考えを伺ひたいと思ひます。

具体的に、当面、成人式、出初め式が町の迎える行事になっているわけでありましてけれども、これらについてはやる方向なのかどうか、伺ひたいと思ひます。

それから、4点目、保護者にLINEなどで知らされなかったという問題でありますけど、教育長が答弁されましたけれども、これは、私は対策本部会議の中で決めるべきことであって、その決まったことを教育長に指示して各学校に連絡させると、こういう流れになったんだろうなというふうに思ひます。ですから、対策本部できちんとその点を決めなかったということが、私は問題ではないかなというふうに思ひます。

本当に、保護者の方は10歳未満の子供が2名、発症が確認されたという報道を見て、学校は大丈夫なのか、小学校は大丈夫なのか、こども園大丈夫なのかと、みんな心配し合ったそうですよ。大変な心配だったそうです。

それで、議会には、運営に支障はありませんと、同じ時期に報告されているんですね。でも、肝腎の保護者には何の報告も行かなかった、連絡も行かなかったということで、保護者の方は大変怒っている方もいらっしゃいました。

ですから、このようなことがないように、同様の事例があれば、きちんと対策本部の中で、やはり心配している保護者にどう対応するかということは決めて実施すると、こういうことが必要ではないかなというふう

思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、行事等は当然、いろんな手洗いとかしながら開催はしていきたいと思っております。

初めに、正月の出初め、あるいは成人式は通常どおりやっていきたいと思っております。

あと、最後に、保護者たちには知らせるべきではないかということですね。保護者に迷惑かけたのは大変申し訳ないと思っております。反省はしております。今後、そういう検討委員会で様々に検討いたしまして、いい方向で進めたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 基本的に、現状のような状況であれば各種行事は再開すると。もちろん感染拡大の防止対策を取った上での開催ですね。それを行うと。

ただ、ロードレースなんかはちょっと、首都圏からも多くの方がいらっしゃるの、こういうものは難しいかなというふうに思います。もし、そういうものが今の状況であってもやらないということであれば、これはなるべく早めに決めて、町民の皆さんにお知らせをすべきではないかなというふうに思いますので、改めてその点を伺いたいと思います。

それから、4点目については、迷惑をかけて申し訳なかったということで、やはり議会に教えていただいたのは、報告していただいたのはありがたかったですけれども、議会よりも保護者のほうが、この場合は大事だったというふうに私は思います。こういうことのないように気をつけていただきたいというふうに思います。ご答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、ロードレースに関しては、今、恐らく公民館で検討していると思っておりますので、社会教育課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

2年連続でロードレース大会はコロナ禍によりまして中止となっておりますが、令和4年度につきまして、来週、議会上がりの15日の水曜日に体育協会の理事会を開きます。その内容は、大会の可否、もしくは開催するならばどのようなレベルで、スケールで行うかという内容を具体的に詰めまして、今年中には、町長の判断もございしますが、開催の可否を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、8番、須藤浩二君、（2）職員採用についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

[8番 須藤浩二君起立]

○8番（須藤浩二君） 職員採用について、3点お伺いいたします。

令和4年度採用試験の募集人数と受験者数をお知らせください。

2点目、ここ数年発生しています新規採用者を含む離職について、町の考えはどのように考えておるでしょ

うか。

3点目、庁舎内の機構改革を考える時期ではないのか。これに対しましては、去る11月30日、臨時議会で説明がありましたが、通告が24日ですので、大方の内容は分かっていますが、再度質問いたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、一般事務・大学卒程度は、募集が1名程度で受験者は2名、資格免許職の保育士は、募集が1名程度で受験者は3名、一般事務・高卒程度は、募集が1名程度で受験者は3名でございました。

2点目につきましては、プライバシーの観点から詳細は控えますが、誠に残念なことで、大きな課題であると認識しており、職員の育成方法については考えていきたいと思えます。

3点目につきましては、さきの全員協議会で説明しましたが、企画担当課の新設、污水関係の取扱い一本化、税務出納部門の体制強化、教育部門の一体化運営を柱とする見直しを今議会に提案したところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点目の、採用人数に対して採用を希望された方が2人ないし3人いたということは、大変うれしいことであります。ということは、4月には最低3人、希望する方から、7名の方から最低3名は採用となって、我が町浅川の職員となってくるということであります。定員割れというのかな、受験者がいなかったという数年前から比べれば、採用に対しての受験者の数が増えたということは喜ばしいことだと私は思います。

そこでです。2点目の、確かにデリケートな問題でございます。ただ、前も私、何回も質問しているんですが、夢と希望を持って職員となって来られた方が、この町職員になっていると私は思います。その方が1年もたたないうちに辞職されるということは、町長は、何か原因があるのではないのか。その辺を担当課長会議の中で、何というんですかね、話し合いをしているのか、議論となっているのか、また、対策を講じているのか。辞めた、残念だではなくて、対策をどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

3点目について、機構改革が始まりました。そこで私は思うのは、今一番住民が望んでいることは、子供のものに関するものをワンストップサービスでやってほしい。要するに子供課をつくってほしい。おぎゃあと生まれてから18歳までの子供に関する全ての手続などを、ワンストップサービスで、1つの課で一元管理して、そこで全て手続が完結する。

今回、国から様々な補助金が支給されます。町ではデータを持っていても、それを一元管理していない。担当課をまたがなければならない。そういうのでは、やはりレスポンスが悪い、反応が悪いということになりますので、やはりここは、今後も子供に関する様々な政策が増えてくるということを考えれば、子供課の創設を考える時期ではないのかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の募集人員が増えたというのは大変うれしいということではありますが、本当に私も大変うれしいのでありますが、本来であれば、もっともっと来ていただけたらいいとは思っておりますが、やはり各市町村も人数が少ないみたいです。

あと、本当に夢と希望を持って我が本町に受けていただくのは、本当に大変うれしいです。そして、離職は、2年連続そうでありますが、ほかの町村も今これは頭の痛いところでもあります。というのは、二十歳前の方なんですよね。それで、大変私も苦慮したんですが、家族と、あるいは職員らといろいろ、様々にお話はさせていただきました。これを私は最終的に、いや絶対辞めさせない、いろよと言うと、その本人のためにならないと思ひまして、家族と相談した結果、第二の人生を歩んでいただきたいと思ひまして、了承いたしました。

今、本当に8番議員が言ったとおりに、難しいです、今の若い人は特に。ですから、今後、いろんなことがありまして、職員同士で様々なお話をしておりますので、今後の課題だと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

あと最後に、子供のワンストップサービス、全くそのとおりだと思っております。これも、次回が恐らく、なかなか機会がないと思ひますので、何とかこれを材料に、今後の検討材料とさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えします。

2点目につきまして、何か対策、何が問題ではといった対策を講じているかにつきましては、これまでのところ、お辞めになった職員の対策、個別的な対策について関係者で話し合ってきたところでもあります。今後につきましては、今後の町役場としての受入れ体制であったりサポート体制、そういったものをどのようにさらに充実させていくかということについて、各課長や職員組合の方々とも協議しながら調べてまいりたいと考えております。

あと3点目の子供のワンストップにつきましては、さきの全員協議会でもご説明したとおり、その課題、問題認識は我々も持っております。ただ、一方で、役場のこの建物であったり、先ほどあった職員数であったり、そういった所要の条件を踏まえて形づくらないといけないと思っております。今回は、そこについてまではちよっと着手はできておりませんでした、今後の課題としては認識しておりますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、2点目の職員の離職についてなんですが、私、1つアイデアがあるのは、とある企業では、新規採用者に対して所属課はないそうなんです。5つの部署があれば、1年間をかけてその5つの部署を全て全て体験させるそうです。簡単に言えば、2か月ぐらいのスパンで課が変わるそうです。全ての課を体験させた後に本人に面接をして、あなたはどの課をやりたいですかと本人の希望を聞く。私、素晴らしいことだと思うんですよね。入ってきた何も知らない新人さんが、はい、あなた税務課やりなさいと言われても、税務の知識もない者に税務課をやれと言われても、それは困りますよね。勉強の期間を与える。そして、次、住民課に行って住民課の勉強をする。全ての課を、例えば、浅川庁舎内をそういうふうにしていけば、町長が思っている、面接でこの子はこういうのに向いているかなという、見える一面よりも、もっと深い本人の能力が発掘されるのではないかと、私は思ひます。

専門的な知識を持ってきた人間に対しては、そういう支障はないと思ひますが、一般的に、高校を卒業し

た、大学を卒業したという方であれば、何が適材かというものを見極めるためにも、様々な課を体験させるのが私は必要ではないかと、このように思っております。ぜひとも、それも一つ考えてみてはいかがでしょうか。

3点目の機構改革ではありますが、ぜひとも住民サービス向上を考えて、住民の目線に立った機構改革を進めていただきたい、さらに思うわけであります。町長、いかがですか、最後。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全くそのとおりだと思っておりますので、今後の課題とさせていただきます。

なお、副町長に補足説明をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

1点目のご提案につきまして、まず公務部門の状況を説明いたしますと、やはり職員数に限りがあることから、そういう所属が決まらずに研修するというスタイルをまず取っていないところが多く、まずは所属が決まった中で、OJTということで職場内の研修をしたりしております。また、公務部門の特性としまして、やはり専門分野のみではなくて、役場全体や町全体のことを知らなければいけないということで、いわゆるゼネラリストを育てるような傾向になっております。

そういった前提ではありましたが、議員ご提案のとおり、まず入ってくる職員については分からないことが多いわけですので、そういった役場の組織や仕事や町全体のことなどについて研修させる、する機会を設けるような改善を図ってまいりたいと考えております。

あと2点目にありました住民目線での組織構えということで、こちらについては、これもさきの全員協議会でご説明したとおり、今回はこのような形で考えておりますが、引き続き、住民ニーズやその時代の情勢に応じた組織というのが重要であると思っておりますので、今回で終わりとはせず、不断の見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、1番、菅野朝興君、（1）コロナ禍で困窮している世帯にお米等の支給をすべきの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） コロナの感染拡大から2年近くとなりました。昨年度は、浅川町にも国からの補助金が定期的に入り、現金や商品券として配布されました。ですが、今年度に入り、国からの補償はほとんどなくなってしまいました。ですので、町で困っている方のために予算を組んで、年越しのためのお米などの食料の支給が必要ではないかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

今までに町では、国の地方創生臨時交付金を活用し、町民に対し現金給付や商品券配布を実施してきたところであり、生活困窮でお困りの場合には、生活保護の相談を随時行っており、県へ申請しています。

今後、国では、子育て支援として18歳以下の子供に10万円相当を給付、また、生活困窮者対策として、住民

税非課税世帯に1世帯10万円を給付する方針を打ち出しております。

これらの国の施策を注視し、実施される場合には、速やかに対象者へ給付できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 18歳以下の方に10万円ということと、あと非課税世帯の方にお金を配っていくという方針を国ではやっているわけですが、これに漏れる方がいるかと思うんですね。300万円以下でも生活が苦しい、そしてその収入が大分減ってしまったという方がいて、その方に対して補償がないというようなことが考えられるわけでごさいます、そのような方に食料支援などというものが必要となってくるのではないかと。ひとり親世帯、そして今言いましたが、コロナ禍で減収した方、決して非課税世帯じゃないけれども、とても苦しいと。200万円以下で、150万円以下で暮らしているという方がいるかと思いますが、その方への支援、支給が必要ではないかと思いますが、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、なるべくそういう方には、いろんなお話をして相談に乗っております。そしてまた、苦しい方には必ずそういう支援をそれなりに行ってはおりますが、このコロナ禍で、またさらにやっていただきたいというお話であります、今後ちょっと考えさせていただきたいと思っております。

あと、社協では高齢者世帯には、ご存じのとおり、毎月2回弁当を配布しております。6月、9月の3か月間は、これ衛生上の問題で月1回であります、そういうこともやっておりますので、今後検討させていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） ぜひ、随時対応していただければすごくいいことだなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それ以外に、県内にフードバンクというようなものがあるかと思うんですけども、こういうようなもの、もし活用できるのであれば、町として何か使うといいますか、フードバンクなどに声をかけるなどやっていただけるのかどうかということで、お伺いをします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） できることは町でやっていきますが、なお、こういうフードバンクについては、担当課と今後相談させていただきたいと思っております。本当に困ったことを助けるのは町でありますので、前進、前進いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）避難所にWi-Fi環境を作っておくべきの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 現在、浅川町の避難所には一部にテレビが設置されているとのことですが、避難してからの情報源が遮断されてしまうという状況に、テレビとか設置されていないところですね、なってしまうかと

思います。できればテレビやラジオの設置が必要かと思ひます。そして、近年では携帯電話が普及しており、携帯電話から情報を得ている状況があるかと思ひます。

ですので、フリーWi-Fiの環境があれば様々な情報を得ることができ、避難者の安全や安心にもつながるかと思ひます。ですので、フリーWi-Fiを各避難所に設置すべきではないかと思ひますが、お伺ひいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

現在の避難所における無料Wi-Fi設置状況は、主要避難所である武道館、保健センターには設置されております。その他の避難所については、今後の検討課題と考えておりますので、よろしくお伺ひいたします。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 最近では光ファイバーなどを引かなくてもコンセントを刺すだけでフリーWi-Fiが使えるというようなものがあるので、いろいろ検討していただければと思ひます。

それ以外、避難所ということもあるんですけども、これちょっとあれなんですけれども、ふだん、避難所ではないけれども、集会所にWi-Fi設備ですね、それがあればというような声も出ておりますが、その点について町長から見解を伺ひたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 避難所については、町は今、かなり力を入れてやっております。以前の避難所とはさま変わりしています。本当に避難所が、家にいるような、そういう感覚を今つくっておりますので、集会所もそうではありますが、今後担当課と検討させていただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、ありがとうございます」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ここで10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順4、5番、岡部宗寿君、（1）殿川の堤防の利活用についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） それでは、殿川の堤防の利活用についてお伺ひいたします。

この堤防は、利活用の件は、一昨年前、3番議員が質問いたしました。今回も同趣旨質問がされますが、前回、そのときの答弁で町長は、少しでも活力ある町をつくっていきたくて思っていると、そのためには様々な整備をさせていただくと答弁でした。

この堤防は健康増進のための散歩道に最適なんですよね。全長なんですけど、滝輪、今回舗装になったところ、全長ですよ、滝輪日渡橋から東大畑の新屋橋まで、往復しますと約3,350メートルぐらいあります。ただ、その中で、殿川はまだ今、橋がかかっていないので通れませんが、この先、橋などがあればすばらしい散道になると思うのですが、そこで3点ほど伺います。

1点目は、堤防を町民の健康増進のための安全な散歩道にすべきですが、いかがでしょうか。

2点目、畑田川のところに小さい橋があれば、ぐるっと1周できると思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、殿川沿いに植えてある桜の木、今現在約72本ぐらいあります。今後増やせるのか。以上3点を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、3番、会田哲男君、（2）殿川の河川管理道と畑田川の合流地点付近に人道橋の設置をの質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 質問いたします。

令和2年12月議会の一般質問でも質問したところでございますが、再度、提案質問したいと思います。

殿川の河川管理道は、令和元年の豪雨災害を受け、増水時の堤防のり面、天端保護のための舗装、のり面防水保護の工事もされ、農作業の利便性、除草作業の負担低減にもつながっていると考えます。

また、管理道の舗装化により歩きやすくなり、町民の方たちの健康づくりのための散歩、ウォーキングする姿が多く見られるようになり、町民の健康増進及び高齢者の健康寿命増進にもつながっていると認識しているところです。

桜も70本以上植えられ、景観もよく、殿川の管理道は滝輪・小貫地内の社川の管理道も含めて、今後の健康づくりの町のイベント等にも大いに活用できるものと思っているところです。

しかしながら、殿川と畑田川の合流地点に橋がなく渡れない、行き止まりの状況で、散歩する方々から、橋があればとの声が多く寄せられているところでございます。

12月の町長答弁では、橋の設置に向けて県と相談、健康づくり、堤防利活用、地域づくりの観点から何らかの事業に取り組めないか検討するとの前向きな答弁でありました。県としても現在、県民の健康づくりと健康寿命の向上に強く取り組んでいる状況がございます。それらを踏まえ、その後の人道橋ですね、の設置の検討状況と設置へ向けての町の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

初めに、5番、岡部議員にお答えいたします。

1点目の河川堤防を健康増進のため散策道にすることについてですが、浅川町第5次振興計画後期基本計画に基づき、健やかな安心・快適な暮らしづくりのため、県管理河川堤防補強による舗装箇所等については、町民の健康増進を図る目的として、散歩道としての利用を推進してまいりたいと考えております。

2点目の畑田川と殿川の合流地点の橋についてですが、おただしのとおり、この合流地点で分断され、通行できない状況であります。散歩道として利用するためには、分断箇所が横断可能となる構造物が必要であり、

今年度、県に事業要望を行ったところであります。

3点目の殿川沿いに植栽される桜の木についてですが、河川法の規定により、新たな植栽や挿植はできないことになっております。

次に、3番、会田議員にお答えいたします。

5番議員の2点目の答弁と同様ですが、健康づくり、地域づくりの観点からも、散歩道などに利用できるよう、行き止まりを改善するための構造物設置を県に要望したところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 1点目と2点目は県のほうに要望しているということで、町長、やっぱりこれはすばらしいことだと思いますよ。今、健康増進というのは、なかなかありそうでできないじゃないですか、このコロナで。みんな、私もちょっと堤防見えるところに住んでいますけれども、結構町の方は健康のために、犬もさることながら、犬が散歩しているんだか人間が散歩されているんだか分からないんですが、そういうふうにして今歩いています。

そのときに、やっぱりこれは、もう町としては早期にやるべきですが、ただ、恵比寿宮橋と附掛橋の国道側、これは地図で言わないと本当は分からないんですが、コメリから入っていったところのあそこ、角田さんの家の下のところ、あれ反対側はまだやっていないんですね。それと、あとは附掛橋と新屋橋の畑田川はやっぱり町長が言うように橋がなっていない。それで、118号線と青葉橋の左側もやっていないね、まだ、工事がね。これは、ぐるっと一緒にできるようにしてもらえれば最高なんですね。

それと、今、町長言った3番目の質問なんですがね、桜の木はできないと。これ、できないことはないと思うんです。これは町長、町長が責任を持ってやると言えば、きっと土木事業所もやると思いますよ。そんなことを言ったら、全国の河川敷にある桜、全部切るようになってっちゃうじゃないですか。みんな河川敷全部、桜、植わさっているじゃないですか、どこも。有名なところ。浅川町だけ黙って、これで、変な話聞けけれども、これ、前に200本ぐらい植えたんですね、あそこ。それ全部、あれ今回切ったり植えたりして、その前に植えたから、あれ、今70本ぐらい助かっています。

神路橋って118号線の弘法山の手前の橋、そのところに右左に17本ぐらい今、植わさっていますね。それと町長、あそこの118号線と殿川の間のところ、三角のところ、桃の木が植わさっているんです、堤防の間に。これが15本から20本ぐらい植わさっていますかね。その桃の木は、植えられた人は本当はもう亡くなられちゃったんですよ。毎年春には、これは春にならないとみんな気がつかないかもしれないですけども、真っ赤な桃の花が咲いて、通る人もみんな、おお、と言いますよね。咲いているときは花というのは見てもらえるんですがね、町長、散ると誰も見なくて、ツタだらけになっているんですよ。

そんなところで、手入れは誰もしていないということで、ちょっとひどくなってきているんですけども、でも、町で草だけでもちょっと刈ってほしいとか、そういうのはちょっと話出ていましたね。

あと、町は地主の方と話し合って、あの桃の木を少し残すことができないのかと。私、あそこにある桃の木の下にはスイセンとか、結構花が咲いているんですよ。それなんかやっぱりあればいいんじゃないかと。

前、私が言っているのは、堤防に桜が今植えてありますよね。町、今歩くのに癒やされるんですよ、桜は。

誰が、春、桜見たら怒る人いないじゃないですか。そのときには健康のために桜を植えて、春は桜、桃の花を見ながらですよ、町長、散歩すると。そういう姿が目には浮かばないですか、町長、よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1点目については、本当に健康増進、健康寿命向上のために、本当にあのコースができたのは、私も大変うれしく思っております。これも皆様方のご協力があることだと思っております。

あと、この桜の木についてですが、これ河川法の規定により、今、新たな植栽や補植はできないことになっております。私も今、大変胸の痛い思いであります、このようになっております。もし新たにやれば、大木じゃなくて、例えば彼岸花とか福寿草とか、そういう花のほうがいいかなとは思っております。

あと3点目は、桃の木があるのは私も知っております。本当に4月、5月頃は本当に真っ赤に咲いて、物の見事であります。それを本当に、草、除草はかなり入っています。そこを除草してくださいというお話ですが、これは担当課といろいろ検討をさせていただきます。

また、地主と話し合って何とかと言いましたが、これもぜひ、様々な河川環境のためにいろいろ考えていくことがあるかと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） これ町長、殿川の堤防は2年前の台風19号で水害に遭って、私あのときも質問して、町長に食い下がって言ったんですが、浅川町では初めてのあれだけの大水害になったんですよ。私はあのとき町長に、あとせめて1メートルぐらいかさ上げしてほしいと、本当に頼みました。それはなぜかという、あのときに1メートルだけ、この城山の下側じゃなくこっちの国道側のところに1メートルだけあれば、今のあのセブンイレブンとか何軒かの人までは守れたのではないかというのが、私の判断でした。

残念ながら、今一切そういうかさ上げしなく、あのまま堤防はシートを張って舗装されたんですよ。10年以上前より桜の木もたくさん植えられました。その代わり、もう100本も200本近くも伐採されちゃって、今残っているのは桜がようやく徐々に桜咲き始めたんです。桜始めたんです。堤防に桜を植えるのは町の考え一つだと思いますが、いろんな対策、どういうふうにしたら植えられるのか、よその町みたいに桜並木がどうしたらできるのか、町のほうでも検討してもらって、春は桜で、夏はその桜の木陰で癒される、町民の癒しの散歩道にぜひ町長、してください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 河川のかさ上げは、今後、国・県に要望していきたいと思っております。

また、桜の木は本当に今後どのようにすればいいのか、皆さんとともに検討していきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 人道橋の設置について、県のほうに要望していただいたということでございますが、この要望についての県の感触といいますか、県内の対応とか、何か得ているんでしょうか。それをお聞きしたいと。

それと、もう一つの質問。この散歩道といいますか、ウォーキングのために使うために、県の要望にしてあるかどうか分かんないんですが、できれば畑田川の合流地点ですね、橋を架けるとして要望している起点のちょっと上流のところ、そこに林的なやつがあるんですね、面積的には少ないですが。そこを橋の設置と同時期

に、ポケットパークみたいにきれいに除草していただいて、若干の整地とかは必要になると思うんですが、そこにポケットパーク的なものを設置していただいて、ベンチ等をつけていただければ、散歩なりウォーキングする方々が日陰にもなるというような、休める場ができると思っております。

ぜひ、その辺も併せて、今後もまた県に要望するかとは思いますが、県の事業でやるにしろ、できなければ町の単独でも私はお願いするところですが、ぜひその辺も、橋の設置とポケットパークの設置、これも併せて検討していただきたいと強く要望したいんですが、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 前回の要望はどういう反応だったかというと、これ、5番議員さんも一緒に行っていますから、5番議員さんと後でお話ししてください。私はいい感触だったなとは思っております。なるべくできる方向でやっていきたいなとは思っております。

あと、畑田川の林、私もあそこは何回か行きました。本当に大きな石があって、夏は本当に涼しくて、まさにポケットパークに適しているなとは思っております。今後、これ第二のステップとして、そういう方向でいけたらいいなとは思っておりますので、なお、またさらなるご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 実現に向けて、ぜひ町当局の努力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、5番、岡部宗寿君、（2）町の解体工事入札について（山小、里小のプール）の質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） それでは、町の解体工事入札について、山小、里小のプールの件について。

10月26日の町入札において、里小プール解体工事で予定価格1,559万8,000円が715万円に、山小プール解体工事が、予定価格が1,591万7,000円が704万円で落札されました。町民としては、予定価格の半額以下でできるのは大変よろこばしいことでもあり、ただ、驚きでもありました。

そこで4点ほど伺いますが、まずは初めに、1点目と2点目は、まずどこが設計額を出されたのかの件で、見積りの半分以下で入札された今回の入札額の計算はなぜこの額になったのかですが、1点目伺います。

今回の入札は、町民としては安く喜ばしいことですが、この入札で多くの業者が困惑したと思うのです。設計の内容は問題なかったのか伺います。

2点目、町の入札予定価格の設計額は、果たして合っていたのかも伺います。

それと、質問3点目と4点目は、町のほうにあらかじめ知らせてありますが、令和2年版地方自治法の2207ページの（3）最低入札価格調査制度及び最低制限価格活用に関することに9項目あります。イカリまでありますが、発注側としての認識を求め、3点目、業者によっては全て丸投げし工事をしているところがあるが、町として工事の見回り、安全対策などしているのか伺います。

4点目、会社によっては、現場を見る代理人（現場監督とか）に該当する人数、使っている人数以上の、そ

れ以上に受注があるように見受けられますが、そのあたりは発注側として調査をしているのか、以上4点を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の設計内容、2点目の設計額につきましては、専門家の方に業務を委託したものであり、全く問題ないものと認識しております。

3点目につきましては、建設業法第22条では、一括下請が禁止されております。町発注の工事においては、この一括下請に該当する元請人が、その下請工事の施工に実質的に関与することなく、一括して他の業者に請負わせるような現場は確認されておりません。

また、工事の見回り、安全対策の確認については、工事監督員等が施工計画書に基づき、必要な対策が適切に実施されているのかの現場確認や施工状況の検査などを行っております。

4点目の、会社の現場代理人に該当する人数以上の受注状況の調査ですが、現場代理人は通常、1つの現場に常駐する義務がありますが、常駐義務が発生しない期間もあります。また、常駐義務を緩和することができる工事もあるため、2つの現場を1人で現場代理をしている工事もあります。

調査については、契約後に着工関連の書類とともに、緩和申請により常駐義務緩和に該当する場合には、条件を付して承認し、現場の確認を行っているところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 1点目と2点目は、町としては間違っていない、設計も間違っていないんだと。それは確かに分かります。町の例規集に7505ページの3に工事請負契約に関わる最低制限価格算出要綱第2条の（3）で、解体工事は対象外とすると。これは金額が少ないのはもうもってこいだという例規がありますね。これは分かります。

ただ、先ほど私も言ったように、安くできるのは大変喜ばしいんです。そこで、私が言いたいことは町長、3点目と4点目の質問にあったんですが、今回この落札した業者というのは、国とか県発注の工事もやれる業者なんですよ。分かりますか、町長。浅川町ではこの1者だけだと思うんですが、今この会社は台風19号の災害復旧工事をやられているわけです。また、やられているんですが、手つかずのところもあるんです。もう県の仕事を取っておいて、丁張りも何もかけていないところがあるんです。県の今やっている現場も随分遅れていますよね、町長。これは今、町長も今見回って分かりますと言っていましたけれども、遅れているじゃないですか。全く遅れていますよ、これ。

そういう県の工事とか国の工事をやって遅れている会社が、町のこの仕事を今、入札して取っているわけじゃないですか。だって、私としては、そういう会社は町の仕事できるんですかというのが心配です。町で工事現場見回っていると言うんですが、でも大体、あの町で本当に町長、見回っていればですよ、県の工事はどこまで進んでいるのかとか、それともどれくらい遅れているのかというのを分かると思います。

県発注の仕事ができる業者には、できるだけ町長、どうですか、町発注の工事は、ちょっと今おたくは工事、県の仕事やっているんだから、町の仕事ちょっと取らなくたっていいんじゃないかぐらいのこと、町長は一言

言えないんですかね。それをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほども言ったとおり、私は問題ないとは認識しております。そしてまた、その業者が国・県の仕事のできる業者、手つかずの現場があるとか、仕事が遅れているというのは、これは前回もお話したかもしれませんが、私は土木事業所の所長さんにはお話をさせていただいております。これ、土木事業所のほうからお話は行っていると思います。

あと、これ、町発注の工事を、他の仕事を抱えているから、ちょっと今回の入札、勘弁してくださいというのは、私は言うことはできません。もし、いろんな面で介入したら、私が談合みたいな、そういうわさが出ますので、私は一切、そういう入札に関してはお話をすることはできません。

なお、再度、しつこいようですが、その仕事の遅れているところ、仕事も取っているところは、改めて県の土木事業所のほうにはお伝えしたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長にお聞きしますが、国とか県の公共工事が取れる業者が、業者がですよ、町の、聞いた話ですと、6者ぐらい話あるらしいんですが、本当は協会とかあるらしいんですが、その協会に、入っていないらしいですね。この町の協会というか、何と言うんだか分からないんですが、入っていないらしいんですね。そのことは町長、知っていますかね。

なぜその業者は入っていないんだか、入れないのか、ちょっと私には分からないんですが、この町での本当はリーダー的業者だったと私は思っているんですが、大変残念だと思うんです。

町長、来年は町長、選挙ですよ、町長選挙、来年。ぜひ、町長の公約にですよ、もし出るとしたらですよ、私今独り言ですから。それが我が町の……

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部君、趣旨が違う……

○5番（岡部宗寿君） いやいや、今一緒ですから。各種業者がそう言ったら、今、町長がそれ言えないって言ったから言っているんですよ、議長。同趣旨じゃないですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長選は別な話し……

○5番（岡部宗寿君） だったらって言っているじゃないですか。そういうときに各種業者とか、そういうのに、例えば一言でも、そんな仕事取ってやれないところの業者の話は、これは町民にとったら全然前に進めないじゃないですか。ここにいる業者みんな知っているじゃないですか。つい最近、町うちの仕事やっとな終わったんですよ、あれ2年もほっぽらかして。議長、そういうのはやっぱりこれ黙っているわけにいかないじゃないですか。そういうことなんですよ。

それで、さっき、町長選挙の話はちょっと、また別のあれになりますから。各種業者がひとつ努力するように頑張ってもらうのも一つだと思うんです。

それとまた、町の入札の件は、補強工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する趣旨にのっとって、町長、ぜひ適正に行うように、これから入札、何とか委員会とかあると思うんですから、そういうところでよく話し合って決めてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この建設協会に入る、入らないは、これも私は言うことはできません。

あと、この入る、入らない、この建設協会のグループでやはりお話をさせていただきたいと思っております。

また、町の発注についても、町は一切口出すことはできませんので、やはりいろんな協会の方々と……。これ、協会の方々もお話できないでしょうね、まさか発注に関しての件ですから。ぜひ、なお私は、その仕事の遅れているあれ、発注の件に関しては、もし何らかの機会があれば、第三者を入れてお話ができればいいなと思っております。

以上です。

○5番（岡部宗寿君） 議長、答弁漏れ。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れ、何ですか。

○5番（岡部宗寿君） 私が言ったじゃないですか、地方自治法の令和2年版の2207ページの最低入札価格制限、最低入札価格に関する9項目、イからリまであるんですね。これ分かりますか、どういう内容だか。それ、ちょっと説明してください。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、ただいまおたじございました公共工事の入札及び契約の適正化の法律に基づく指針の中に記載されている項目がございます。こちらの項目につきましては、適正な施工は行われたい、そのような懸念がある場合に、適切に排除するための項目というものが何点かございます。

ちょっと項目、かなり数がございますので、今ここでちょっとその項目は申し上げませんけれども、こういったものを調査しまして、そういった業者様を排除するという制度がございます。浅川町で行っております制度につきましては、最低制限価格という制度を導入しておりますので、こちらにつきましては、あらかじめ設定しました最低制限価格、こちらを下回った業者さんを排除しているというような形で、こういった制度のほうを導入している状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） これちょっと難しいので、議長、後で町長とお話ししたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 当局にお願いしたいんですけども、例えば議員が質問したときに、町が分かっていることに、それが正しくない場合には、こういう、これですというふうにやっぱりきちっと説明をしていただきたいと思っております。私の知っている人では、浅川町では県の指名を受けて仕事をやる業者が1つしかないというふうなことを言われました、質問でね。しかし、私はもう一つ、もう1業者あるというふうには認識しているんですけども、その辺は町としても認識はあると思っております。あるいは以前からのそういう県の工事を何か所もやっている業者がいるわけですから、そのときには、やはり1者ではありません、2者あ

りますというふうなことをきちっとやっぱり言うべきではないのかなというふうに思うんですけども、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） もし私が間違っただけなら、訂正させていただきますが、なお、ちょっともう一度、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

今現在、町内の業者で県の仕事を請け負っていると思われる業者の数につきましては、3業者であると思っております。

あと、国の仕事を請け負っているかどうかにつきましては、ちょっと私どもで把握しておりませんので、把握していない状況でございます。

以上です。

○10番（角田 勝君） 町でやっぱり正しい情報を……

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、後でいいんで、それは。

次に、（3）来年の町長選挙についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 来年の町長選挙についてお伺いします。

全く早いもので、来年は町長選挙になります。江田町政がスタートと同じく、私も町の議員になり、この3年間、江田町長を見てきました。さすがに1年目は一般質問には苦勞されました。やはり、さすがにだんだんと慣れてきました。

しかし、その中で台風19号では、我が町始まって以来の水害に遭い、大変な思いをしました。そのときに町長は娘さんを亡くし、寂しさに打ちひしがれ、復旧工事の陣頭指揮を執り、頑張りました。その次の年、3月には、もうこのコロナウイルスへの対応に追われ、今日に至っています。が、それでも、公約にした子供入学祝い金支給などやられてきました。小学校通学バスの件の私の質問にもスピードを持ってやっていただきました。

そこで、2点ほど伺います。

1点目、来年は町長選挙ですが、江田町長は続投する考えがあるのか。

2点目、続投するのであれば、今回は何を公約にするのか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

来年の町長選挙につきましては、まだ考えておりません。今年度の仕事のまだ途中であり、新年度予算にも向け、やる事がたくさんあり、時期尚早だと思います。当然、政治公約も考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） これまでの仕事は、前任の町長のやり残しの仕事でした。これから、確かに大きな仕事があります。中学校建て替え、そのほかぐるっと見渡せば、町の公共の建物は劣化が激しく、どれも建て替え

時期になっております。それと、大変な問題で残っているのは、旧山小、里小の学校の問題もあります。また、ここで町長はまだ考えていない、時期尚早だとか言っていますけれども、あともう1年切ったんですよ、町長。それはやっぱり、この辺で町長、じゃ、この次、仮にでもいいですから、私はもっとこういうことをやりたいというのがもしあったら伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私にも相談する方がおります。当然、17行政区があります。その中に、1行政区に2人か3名、相談する方がおります。そういう方にまだ相談していません。そういう中で、今日、私、出ますということは、当然できるわけがありません。相談する方々が、よし、おまえ出ろという、そういう100%の支持がなければ、私は前進することはできません。

当然、町民の風を聞かなければなりません。どういうささやきをしているのか、そういう風というのは大事であります。当然3月まで、新年度予算がありますので、それまで全力投球で私はやっていきます。その後、各行政区の方々に相談をしていきたいと思っております。

今、5番議員が言ったとおりに、まだまだ仕事がいっぱいあります。避けて通れない公共事業、いっぱいあります。そういうことに向けて、いろいろ相談していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長、やっぱり中途半端な答弁、ちょっと私も考えちゃうんですがね。

前、江田町長出たときには、6つの決意ということで公約をやっぱり出されていたんですね。でも、ちょっと時期尚早で私が言うのも早いんですがね。その時、町民は今の江田町長に夢を託したんですよ。それで町長になられたんです。

ただ、今回も本来であれば、今、町長が言ったのも一つの公約になると思いますよ。町のために一生懸命やるんだという、これはいいことじゃないですか。今言ったように、各部落ごとに、私の相談する方がいるから、その人に相談をして全部が出るというようになったら出るんだって、それもやっぱりいいじゃないですか。

だからやっぱり、できれば、本当のことを言えば、我々議会もみんな、町長の、本当は腹の中を見たいといううか聞きたいんです。ですから、ぜひ、もし出られるのであればですよ、そういう皆さんの夢を壊さないように頑張っていたいただきたいと思えますし、ただ、来年もし町長選挙に出るのであれば、せめて、今回10番議員もちょっと出しますけれども、中途半端な義援金とか祝い金とか出さないで、やっぱり、例えば、よそみたいに高校に通う人が、何ですか、6万円出せとか、浅川1万だなんて、そういう中途半端じゃなく、町長、今度腹の中でそういうのを考えて、来年もし出るとしたら頑張ってください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今現在では、決して中途半端な答弁ではないと思います。もし本当に、先ほど言ったとおりに、出るとすれば、スピードアップして町民のためにやらさせていただきますので、今、現時点では考えていないということです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、11番、水野秀一君、（1）曲屋破石線の早期の完成をの質問を許しま

す。

11番、水野秀一君。

〔11番 水野秀一君起立〕

○11番（水野秀一君） 曲屋破石線の早期完成をお伺いいたします。

工事が始まって間もなく3年になろうとしていますが、いまだに200メートルぐらいしか仕事が進んでいない状態です。限られた財源の中で取り組んでおり、ほかにも道路新設等の工事もあり、なかなか進まないとのことですが、次の点についてお伺いいたします。

曲屋破石線の完成予定年度はいつか。

次に、6月に入札が行われた舗装工事についてお伺いします。

3点目、令和4年度は何メートルぐらい工事を予定しているのか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の完成予定年度につきましては、令和6年度の完成を目標に工事を進めているところであります。

なお、完成予定年度につきましては、国の社会資本整備総合交付金の配分状況によっては、前後することも想定されます。

2点目の6月に行われた入札の舗装工事については、現在までに現場はおおむね完成し、舗装箇所の通行は可能になっております。

3点目の令和4年度の工事予定延長ですが、約200メートルを予定しており、交付金の配分状況によっては、施工延長の増減がある場合もありますが、引き続き、早期完成に向けて努力したいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 町長の答弁で分かりました。確かにこれ、長年の懸案で、なかなか進まなくて、皆さん、地元としても大変しびれを切らした状態でございます。今回補正を組んでいただき、社会創生事業が発展するということは、本当に大変地元といたしましても喜んでる状態でございます。完成年度が令和6年予定でございますので、できる限り、そういう助成などを多く利用し、完成に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

それから、舗装工事の件でございますが、これは予定の12月24日までに舗装が終わりましたが、その舗装とは別に行われました横断溝ですか、あれ工事やりましたね。そのときの担当課の指導というか、横断溝を造って、一時通行止めになっていたような状態です。それで、通行止めが解除になり、もしその工事現場の後始末といいますが、たまたま今回皆さんもご存じのとおり、雨が最近は多く降っているわけです。その仕事が終わって帰られている状態、そういうときなどの後始末、確かに本当に水がたまったりして、今の若い人がいい車に乗るのも、たしか、車の低い車なのか、通れない状態で、そのまま帰っていたような状態で、確かに砂利はついた形跡はあるんですが、やはり、そういう同じ通行止め解除して、みんな喜んで通るわけですが、あの状態を見ると、本当に何やっているんだというような結果が出ております。そうした指導をやはりしっかり整えるべきだと思うんですが、その辺の考えを伺います。

それから、来年度ですか、200メートルぐらいの予定ということですが、できれば本当に長いにこしたこと

はありませんが、ぜひ、最低でも200メートルぐらいの予定で進めますと、令和6年度にはなかなか厳しい部分もあるのかなと思うんですが、ぜひそのような感覚で進んでいただければと思うんですが、考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） なるべく社会資本整備総合の交付金を使って、一日でも早く完成したいなと思っております。

そしてまた、舗装とか若干遅れたのは大変申し訳ないと思ってしております。本当に、言ってみれば、確かにきれいにできたのはちょっとうれしかないと考えております。

なお、その後、通行止め解除したのはいいけれども、後始末がちょっと悪くて、いい車が通れないということとありますので、私、ちょっと現場に行って再度確認して、業者に、もし本当にそういうことがあれば指導したいと思ってしております。もうしばらくお待ちください。

あと、来年度200メートル、最低でも200メートルはして、本当にしつこいようですが、一日も早く着工、全部着工できるように、開通できるように努力したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） ぜひ町長、頑張ってください。

それで、その後始末の件なんです、やはり業者によっていろいろ仕事のやり方はあるんだと思うんですが、やはり5番議員さんも言ったように、町の中の工事にしろ何にしろ、ほかの町村から来る、工事やっている箇所の整理というか整頓が本当になっていないと思うんです。どこ工事やっても、片方は今日こっちのほうやっていたと思えば、片方はまた違う場所をやったりして、やはり通行に妨げない工事をやるのが、ある程度はやはりそういう指導も力を入れていただきたいと思うんですが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いい仕事をするには、当然、整理整頓ができていない業者でなければいけないと思います。

なお、こういう問題が出ますので、5番議員も言っておりますので、本当にそういう業者には、私のほうからお話はさせていただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、11番、水野秀一君、（2）持続できる農業に取り組むべきではないかの質問を許します。

11番、水野秀一君。

〔11番 水野秀一君起立〕

○11番（水野秀一君） 持続できる農業に取り組むべきではないかについてを伺います。

本年の米の下落により、米に対する生産意欲がなくなってきている時であります。特に中山間地の作付が来年度は厳しいような状態でございます。今まで賃借していた耕作していただいた農家も、返されたりして、耕作ができなくなってきているような状態でございます。国・県・町としても飼料米やWCSなどの代用や、それを米に代わる作物を推進しているが、なかなか進まないのが現状です。浅川町の農業が基幹産業であります。持続できる農業に改めて取り組むべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、10番、角田勝君、（1）町農業の大黒柱である米づくりが米価大暴落により危機的状況。町は対策をとるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 件名で表しておるように、ご存じのように、今年は大暴落であります。60キロ当たり3,000円も安くなって、よもやと思っていたとおりに、1俵1万円を割る。それどころか、8,800円の概算金だったコシヒカリでこういう状況で、本当に農家は、やっぱり全国でもそうですが、浅川町でも農業の大黒柱はやはり稲作なんです。それが大きなやはり大暴落によって被害を受けておる、こういう状況であります。

国は、全くその点について、危機的なそういう状況を把握しているんだと思うんですが、施策として出てこない、やらない。いまだに外国から70万トン、日本の消費量の1か月以上の米を輸入しているんです。こういう状態でも輸入しているんです。そんなことは私は許されてならないというふうに思います。

そういう点、いろいろ国に対して働きかけをしたり、国の農業施策を根本的にやっぱり改める。日本国民の主食でありますから、きちっと財政措置もして、来年度作付ができるような、そういうものにしていただきたいというふうに思うんです。

そこで、1つは、そう言われても、やはり緊急施策として、自治体がそれぞれ全国的にも取組始めました。浅川町でもぜひこの大暴落のこういう状況を、危機的な状況に鑑みて、農家が来年もきちっと米作ろうと、こういうふうに納得できるような、そういう緊急的な補助施策を実施するべきであろうというふうに考えております。

それはどのように今、町は考えておるのか。補正予算を見たところ、種子の補助、これは県が施策として打ち出した。それに準じて町も補助をするということで措置しましたけれども、そのほか1,000万という補助が出ましたので、これがよもやこの大暴落に対するものかなというふうに思ったんですが、お話を伺うと、それはいわゆる多用途米が非常に飼料米なんかが増えて、それに対する町が補助している1袋1,000円、こういうものが倍加してしまったので、その1,000万を補正で取ったんだというように伺いました。ですから、緊急的に施策として打ち出したのはこの種もみの補助だけなんです。県は3分の1補助すると、1キロ当たり150円と、こういうふうなことで、その3分の2を町が持つのかどうか、こちら辺も定かではありませんけれども、緊急的な補助としては、どういうふうに対策としては考えておるのかということが1つであります。

それから、その中で浅川町全体でこの米価の大暴落によって、およそ何億ぐらいの、あるいは何千万、こういう損害額としてはおよそ幾らになっておるのか。損失額はようになっておるのかということもお伺いしたいと思います。

2つ目には、これは町長に、ぜひきちっとした認識を持ってもらいたいなという願いを込めて、米は実際量は余っているという、そういうものではないと思います。ちなみに、私も日本共産党なんか賛同して、いわゆる食料品の無料配布、フード……、ちょっと横文字、何とかと言うんですけれども、容易でない人たちに食料を無料で配布、これを2回やりました、白河市で。農家の人なんか協力したり寄附したりして、もう行列して、90人も100人近くの人が集まって、もう用意した米や様々な食料、あるいは寄附によって買ったインスタントラーメンとか、そのほかの食料品はあっという間になくなってしまいました。2回ともそうです。

ですから、そういうことも含めて、私は決して余っているのではないというふうに考えております。ですから、1番議員さんの話にもありましたけれども、やはり食べたくとも食べられない人々が、日本にも県内にも浅川町にも私は十分、食べたくとも食べられない、そういう人がいるんだと思います。そういう方々に、やっぱりきちんと援助するべきだと。これは国に対しても十分、そのフードバンクやこども食堂、様々な形で国もようやく指摘をされて一定の動きを始めたようではありますが、町もそういう形として援助の手を差し伸べると同時に、国に対してやはりこういう状況になって、地方自治体も立ち行かなくなるような、そういう状況をつくり出さない、もっときちっと日本の主食である米に予算を出せと、こういうふうな要請をより一層強く、町長は事あるごとに国に対して要請すべきだと、こういうふうに思うわけではありますが、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、水野議員にお答えいたします。

補正予算にも計上させていただきましたが、農業の支援として、今年の米価下落により令和4年産米の作付を躊躇している生産者に対し、営農継続を後押しするため、令和4年度産用の水稲種子を購入した農家に対して、種子購入代金を助成することを考えております。

また、非主食用米への転換については、国・県・町で助成をしております。令和3年度は、目標としている面積を大幅に上回り、前年度の2倍以上と伸びております。稲作農家の方々におかれましても、米価の大幅な下落が予想されていたため、積極的に転換が進んだものと思われまます。

今後も国・県と連携し、必要に応じた対策を検討するとともに、新規就農者の掘り起こしや地域の担い手の農地の集積を進め、浅川町の農業が今後も持続していけるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、角田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、11番議員にお答えしたとおり、令和4年産用の水稲種子を購入した農家に対して、種子購入代金を助成することを考えております。

また、今回の米価下落による町全体の損失額は幾らかのことですが、統計的なデータなどを持っているわけではございませんので、手持ちの数値から機械的に試算した額ではありますが、主食用米のみに限った損失額は約8,900万円程度かと思われまます。ただし、この額にはナラシ対策や収入保険などで補填されている額は考慮しておりませんので、実際の額と、ある程度違うものかと思われまます。

2点目につきましては、今年度の米価下落については、稲作農家にとって非常に厳しい状況であると認識しております。町としても、稲作農家や米価を守るための施策を取るよう、町村会を通して国・県へ要請しているところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 今後も米の消費はますます少なくなると思われまます。米による作物を作るのが一番大事な施策かと思われまます。今回、補正で作物振興補助金や種もみの補助金を計上していただいたことに対しては、農家としては大変ありがたいことではございませぬが、やはりその場その場の補助金では、今後の持続可能

な農業はできないと思います。そして、ましてこの補助金がこれから作物に代わって補助を出すということになれば、町の補助金の関係、税金、補助金のウエートなどが大きくなり、町の事業の支障にも影響するのが及んでくると思います。

やはり今回、役場の機構改革によりまして、農政課は独立し、農業担当の専門家というか、明るい精通した方のいる、そして、これから持続できる新規就農者や、作物を今まで米に代わる花や果物、そして野菜などを作っている人も浅川町にはおります。そうした人たちとも懇談をしながら、やはり補助金も頼らないでできる、持続できる農業経営を目指していくためには、町がしっかり取り組んでいただき、その内容をもう一度しっかりと精査して考えるべきだと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、持続できる農業を町としても考えなくてはいけないと思っております。本当に町としてもできる限りのことはしているつもりであります。今後、さらに担当課と検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 以前はいろいろな農業の関係の方も、役場などでいろいろ懇談会とかそういうのを持ったんですが、今はやはりそういうのが少なくなっております。そして、新規就農者ですか、それが最近増えておりますので、そういう意見を聞いて、長もちしていかれる農業を目指して、そういう方向で進んでいただきたいと思っておりますが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 農業者関係とか職員等皆さんとお話をして、ぜひ前進していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 緊急な施策としては、来年度作付する水稻の種子の購入費に対する補助をするということですが、具体的にその数字、割合、そういうものはどういうふうになるんでありますか。県は3分の1で1キロ150円というふうなことでありますが、1反歩に使用する種子は約3.5キロから4キロというふうに言われています。ですから、その残りを町が補助するということになるのか。その、いわゆる積算する基礎はどういう形でなされているのか。何町歩で何トン必要だから幾らと、こういうふうな数字上の、補正にも出ておりますけれども、その基礎はどうなっているのか、どういう具体的な補助をするのかということが1つあります。

それと、今12月の議会がもう始まったところと、これからのところいろいろ管内でもあります。私は管内を、これは電話で聞いたり、いろいろ我が党の議員がいる町村なんかとお聞きして、私が今知っているのは、平田村は1反歩作付に対して5,000円補助を出すそうであります。古殿町は、1反歩以上作付して、作付した面積から10アール、いわゆる端的に言えば自家消費米分ということで、10アールをマイナスした、例えば1町歩ならば9反歩分、1反歩を差し引いて、これを1反歩当たり5,000円やっぱり出すと。437戸だそうであります。というふうなことを、町は決めておるといふことが分かりました。

玉川村でも、何か新聞では一定の具体的な数字が出たようでありますけれども、県内ではそっちこっちで作付したいわゆる10アール、1反歩当たり幾らというふうなのが多いようであります。例えば、11月24日付では、

小野町では10アール当たり8,000円を支給すると。ただし、上限は80万と、こういうふうなことなんかも数字上、新聞報道ではなされています。

それからすると、2つ目のこの緊急補助の問題では、種代だけではなくて、やっぱりそういうふう隣接の町村などがもう決めておる、そういうものに準じて、できるならばもう1反歩1万円ぐらいの補助をきちっとやっぱり措置する、そういう大英断が私は必要だと思うんです。それは、町の限られた予算でありますから、なかなかそうはいかないという考えもあろうと思うんです。

しかし、これはまさに何十年ぶり、米を作って初めての大暴落です。そういう状況を鑑みれば、私は大英断を下して、少なくともこの隣接の町村の補助、そういうものに引けを取らない、そういうものにすべきだと、こういうふうに思っております。そのことをまずお伺いしたいと思うのであります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の補助、数字的なものは担当課長より説明させていただきます。

あと、ほかの町村は、平田とか古殿さんとか言っておりますが、財政的に各町村は違いますので、比べるのがちょっと難しいと思っております。補正は多いほどいいと思いますが、やはり町にも財政面がございます。本町としても、稲作農家にはできる限りのことはしているつもりであります。今後もそう思っております。ですから、担当課とか農業関係者とか、またさらにお話をして、町でできる限りのことは、しつこいようですが、させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、補助金の計算根拠についてお答えいたします。

県のほうでは、種代、平均で450円程度と試算したようです。その3分の1で150円補助ということで、県のほうは打ち出しております。しかし、町のほうで、実際に450円なのかどうかということで、農協の浅川支店さんのほうに確認をいたしました。確認をしましたところ、浅川町で昨年の種の値段ですが、450円では利かないと。全ての銘柄ございますので、平均すると600円を超えてくるということで回答がございました。でありますと、県のほうと大分差額が出てきてしまいますので、平均600円程度と見まして、その半分の300円を1キロ当たり300円、種代として来年の作付に向けて補助するというで計算をいたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、種代の金額そのものを全額補助する、県の補助の残りを補助するというものではないんですね。一定の限定がなされるということになりますね。農協では、600円ぐらいのやっぱり反当かかると、こういうことですが、平均、何というんですか、300円の補助をして県から150円ですから、450円ぐらいの補助になるということになるというふうに解してよろしいわけですか。

そうすると、種代どころか、種代も不足するような補助なんですね。ほかの町村、町長は町村ごと、自治体ごとの財政とか様々な要件があるから、それはなかなか財政的にも困難だというふうなことを言われています。これはやっぱり、私は今度の大暴落に対して自治体がどう対応するかというのは、非常に農家にとって大きな関心事であると同時に、来年にわたっての作付をどうするかという、そういうものにも私はつながっていくんだと思うんです。ですから、種代を100%補助というものにもならない、しかも、そのほかの補助については

今までの補助の範囲の中で、ただ、思ったより飼料米、それと多用途米なんかが増えたので、それに対する町の単独の補助は、今までと同じように上積みというんですか、増えた分をやっていくと、こういうふうなことでありまして、本当にこの大暴落の状況から鑑みれば、農家にとっては、浅川町は一体何だと、ほかの町村並みぐらいにしてくれたらいいのではないのかというのは最低限度出ると思うんです。私はそういう県内の状況も、12月の議会を機会として明らかになると思います。

ですから、そういう状況が生まれる、そういう状況の中では、やはり隣接の町村、石川管内の町村、これをやはり全く下回るような、そういう緊急助成措置ではならないと、こう思うのでありますが、町長はその点はどういうふうにお考えでありますか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町としては、本当にできるだけことはしているつもりであります。これ、確かに補助はすればするほどいいと思いますが、やはり、そのほかにも補助をするところがたくさんございます。稲作農家を守るのは、私は国・県の力が今もっとも必要だと思っておりますので、なお国・県のほうに要望していきたいと思っております。とにかく町としては、今努力しているところであります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（1）G I G Aスクール構想におけるスクールサポーターとI C T支援者についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 今回は、昨年度よりG I G Aスクール構想ということで、いろいろ現場の方からもお忙しい思いをしているというふうに思っています。Society5.0、時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、児童・生徒の1人1台端末等のI C T環境を整備することを目標として進められたG I G Aスクール構想ですが、令和2年度において、前倒し整備から2年目を迎えた本年度、成果遂行のために絶対的に必要なI C T支援員と言うらしいんですが、I C T支援者と教育現場での状況をお伺いしたいと思います。

また、2020年は新型コロナウイルス感染症の拡大でオンライン授業やパソコン、タブレット端末を使った授業のニーズが高まりました。ハードの整備終了の2021年度は、コンピューターを活用した授業は待たなしです。新学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけていて、子供たちがコンピューターをノートや鉛筆と同じ文房具のように使いこなせるように指導することを求めています。

そのような中で、I C Tの支援員の役割は重大かつ重要であることは共通認識です。昨年8月の臨時議会でも、G I G Aスクール構想について1億1,618万円の補正提出とともに議論がなされ、令和2年度1億1,519万円ほどの実績となりました。議論の中でいま一つ理解できない部分もありましたが、それはスクールサポーターとI C T支援員との区分ができていないかという疑問です。12月補正にて、I C T支援者の講師謝礼として10万8,000円及びスクールサポータースタッフ報酬16万2,000円を予定しているようですが、基本的な項目を何点か、伺います。

1点目に、本年度の当初予算79万2,000円にて計上されたスクールサポーターとは、どのような業務か、具体的に伺います。

2点目に、2022年まで配置目標のICT支援員の必要性をどのように認識しているか、伺います。

3点目に、スクールサポーターとICT支援員の業務の内容の違い、こちらを伺います。

4点目に、タブレットの積極的な利活用等を学校及び家庭でするための留意事項にはどのような項目があるとお考えか、この4点ほどお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校教育関係でありますので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、ICT機器の故障対応や各種設定業務、操作支援等となっております。

2点目につきましては、技術的な側面から支援するGIGAスクールサポーターに対し、ICTを活用した日常の授業に対して支援を行うICT支援員の必要性につきましては、学びの質を高め、深い学びにつなげるために必要であると考えております。

3点目につきましては、端的に申し上げますと、GIGAスクールサポーターが、主にICT環境整備の初期対応において技術的な側面からの支援を行うのに対し、ICT支援員につきましては、主に日常的なICTを活用した授業において支援を行うのが業務であると認識しております。

4点目につきましては、次の点に留意をする必要があると考えております。

まず、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境を整えること。それから、個人情報保護に務めること。保護者の理解を得たり、児童・生徒の発達段階を踏まえて、ICT環境を最大限積極的に活用すること。教員のICT活用力の向上を図ること。情報モラル教育を充実すること。最後に、児童・生徒への健康に配慮すること。これが最後の項目です。保護者、地域等への理解促進を図ること。以上のように考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 教員の方々は日頃から労働環境改善も含めて、ICTの活用を促進するには、先生方自身が研修を進めることも大切であるというふうに思っています。

ある地方自治体では、2020年の9月から年度末までにオンラインにて200回ほどの研修がなされたというような報告もあります。当町、浅川町の研修状況はいかがでしょうかということで、これをお伺いします。

それから、ICT支援員は機器の準備など、ICT導入に伴う仕事をサポートするために必要不可欠なスタッフと位置づけられ、学校には欠かせません。スクールサポーターはICT設備の初期対応、先ほどお話しありました。初期対応について技術の側面から支援を行うもの。それから、使用法を徹底して広い視野からICT環境整備を全体を見渡せる能力と、専門的な知識とスキルが必要ですよというふうになっています。

併せて、環境整備やその後の教育的活用も踏まえて行わなければなりませんので、学校教育や子供たちの学びについての知識も必要でしょうと、片側では言われています。これ、スクールサポーターと言っても、その辺のスキルも必要ですよというふうな形になっています。

当町のスクールサポーターの委託先ですね、それから、いつまでスクールサポーターを配置する予定なのか、こちらの2点も併せて伺います。

それから、先ほどICT支援の業務内容を若干伺いました。ICTの支援者の業務には何点かあるんですが、特に重要とっておられるのが授業づくり、教材のサポート、これはご存じのとおりだと思います。そのためには、ツールの使い方、熟知、学校現場への理解度、学習指導要領や先生がどのように授業の準備をしているか、それからどのように公務に追われているか、そして、きちんと提案やプレゼン能力があつて、コミュニケーション能力があるかということだと思います。

ハードも入れましたと、ソフトもある程度入れたと、あと現状必要なのは運用だけです。それを教職員任せにするということは、先ほど言いましたようにますます労働環境悪化につながりませんかというふうに危惧しています。

町がつくるサポーターと契約している業者はどのようなスキルがあると考えて委託契約に至ったのか。また、ソフトにロイロノートを導入したかというふうに聞いています。その特徴をお伺いします。

それから、そういうことになると、スクールサポーターもICTの支援員もどちらも必要なスキルは学習に精通しているかという点です。スキルの差が学校関係の習得のレベルの格差といいますかね、そういったものにつながるんだということで、全国で見れば、ICTの支援員の配置率は43%とされています。ですから、2分の1の学校では、もう既に導入済みだということだと思います。これは全国で取り合いになっています。

それから、配置の効果、ICTの支援員を入れることによって、学校の教育現場ではどのような効果があるんだということなんですが、教員の負担軽減、これが85%で非常に高い。ですから、今言われているように、労働環境の悪化その他についての改善にも、この支援員を入れることにつながるんだということだと思います。

それで、他町村では、これ他町村の話ですけれども、大学の教職課程を専攻している人とか、それから教育関連の企業の人とか、そういった人を導入しているということで、ICTの支援員に資格ということに対しては業務独占資格ではありませんので、これがなければ必ずできないというものでもありません。

ただし、資格が今2つほどあります。ICT支援員の認定資格と、それから上級認定試験、この2つがあつて、そのどちらかに合格したほうがいいんじゃないかというのは、これは国のほうで進めているところです。一日も早くICTの支援員を配置しないという選択肢はないと確信していますが、今回補正を組んだICT支援員は既に該当の方がいるのかどうか、そちらのほうも伺いたいと思います。

それで、ちょっとこれ長くなって恐縮なんですけれども、4点目に、利活用の留意事項ということがありました。個人情報とかデジタルの教育の云々といろんなことがありましたが、その中で一番重要なのが、これは以前にも同僚議員の質問ありました。児童・生徒に対する健康被害、多分そのときは同僚議員のほうは目の話をしたと思うんですけれども、特にその辺の運用の中で、それが重要なことというふうに、今、多分クローズアップされています。例えば、目と端末の間を30センチあけるとか、30分に1回は外を見てちょっと目を休めろとか、それから、就寝1時間前にはもうそういった機器には触るなというような指導がなされているかどうかということです。そういった生徒自身がそういうリテラシーを取得することが重要だと言われています。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田君……

○4番（木田治喜君） はい、もう1問で終わります。

ぜひ、先ほど来から出ているように、こういうルールをつくらないと、つい最近でも町田市の小6の児童が自殺したという事件がございました。それはチャットを利用したいじめですね。そういったことがありますん

で、そのルールマニュアル、これを作成済みかということと、タブレットのパスワードの管理はどのようになっているか。この合わせて以上7点になりますけれども、恐縮ですけれども、7点ほどお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

まず、研修状況につきましてですが、現在、支援員不在の状況ではありますが、各学校の研修状況について申し上げます。

I C Tを活用した授業の研修ということで、私は校内における研修も非常に重要であるというふうに考えております。もちろんI C T支援員がアドバイスをいただくことも大事ですが、実は、浅川町内の学校にはI C T機器の操作に堪能な教員がおります。つまり、学校の中でも研修ができるんですね。そういう先進的な技術を有する先生から周りの先生が学んでいく。まねる、学ぶ、こういうことから始めていく、これは重要であるというふうに、私は思っています。

浅川小学校の校内授業研究会ですが、6月、9月2回、10月、11月と行っております。中学校からも先生を招いて合同で授業参加を行っております。浅川中学校におきましても校内授業研究会、7月、11月と行っております。まだまだかもしませんが、浅川町には、I C Tを活用した授業に私も参観していますけれども、堪能な先生おりますので、授業研修会については浅川町はかなり精力的に行っているというふうに理解しております。浅川小学校は学校全体の研究テーマとしても取り上げて研究をしております。

ぜひ、私は授業を見まして、他町村からも浅川に見に来てほしい、県内の先生方は浅川町で学んでほしい、そのくらいの実践をしているのではないかというふうに思っております。

それから、ロイロノートですね、順序前後するかもしれませんが、ロイロノートの活用につきましては、これも私、9月に浅川小学校で授業研究会参観しました。この授業では、ロイロノートという授業ソフトを活用しているんですが、この授業の中身ですが、ロイロノートで写真を拡大したり印をつけたりすることで、正しく読み取る。それから、ロイロノートのシンキングツールを活用して資料を分類整理すると。ロイロノートのアンケート機能を使うことで授業の振り返りを行い、子供の評価と課題を把握する、このような授業でした。I C Tの有効な活用方法について、参加した先生方で共有できたと思います。

それから、支援員についてですけれども、現在、I C T支援員につきましては、これまで県南地方の学校で支援に当たっていた方、この方に3学期より入っていただくことになりました。元教員だった方です。今後、本人と日程調整を行っていきたいと思っております。

それから、この支援員に関連しまして、文科省ではG I G Aスクールサポーター、それからI C T支援員のほかにI C T活用教育アドバイザーというのを位置づけております。環境整備、それからI C Tを活用した指導方法などを教育の情報化に関する全般的な助言、支援を行うことが業務となっております。

それで、浅川町では、浅川町教育委員会情報教育授業アドバイザーを大学教授に依頼し、小・中学校それぞれ学期1回、年間計6回予定されております。町出身の大学教授であり、コンピューター関係の分野を研究されていて、この先生の著書が教科書の教材文にも採用されているという方で、この東京書籍の新しい国語という5年生の教科書ですが、浅川町出身の方のコンピューターの研究について、教科書の教材文に掲載されております。そういう方も浅川町にはいらっしゃいます。

ということで、この先生においでいただいて、アドバイザーということでご指導をいただいているところです。本当に浅川町、このような人材がいるという点では、本当にすばらしい町だと私は思っております。恐らく教科書に取り上げられたという点では、石川郡内では初めてではないでしょうかということで、研修については行っております。

それから、健康面についてですけれども、議員さんご指摘のとおり、目と端末の画面との距離を30センチ以上離す、それから30分に1回、20秒以上画面から目を離すとか、そういった具体的なことにつきましては、各学校において指導をしておるところです。長時間画面を見続けられないということが基本になるのかなというふうに思っております。

それから、ルールにつきましては、これはルールブック、これができている町が西会津町ですけれども、かなり良く出来上がっているものがありますので、それを頂きましたので、これを基に今後早急に作成をしてみたいと思います。パスワードにつきましては、保護者に管理してもらうということで進めていきたいと思っております。

それから、スクールサポーターにつきましては、課長より答えさせていただきます。

お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） G I G Aスクールサポーター業務委託につきましては、委託の発注先は東邦情報システム株式会社でございます。こちらの業者につきましては、昨年度からお願いしている業者でありまして、一定のスキルは持っているという認識を持っております。

委託の契約期間につきましては、来年3月31日までという形で契約をしているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） すみませんでした。数が多いものですから。まず研修状況関係なんですけど、今お話にありました。私、そこだと思うんですよ、一番の肝は、先生が先生を教えることが一番よくないんじゃないかと。それは参考のために隣の人に聞いて、ここ、こう、どうするのと、うん、これはこうだったよというようなことでやるんだったらいいんですが、その教える先生の負担になりませんかということが一番のあれで、レジュメとかなんかも全部作るようですよ。教えることも全て。ということは、なされている先生に負担になりませんかということが一番の問題で、もともと一番先に冒頭にお話ししたとおり、いわゆる先生方の環境改善のためにも、ぜひともICT支援員を利用してください、そうしなきゃ駄目ですよと逆に言っているわけですね。そうでないと、形だけ、例えばタブレットもそろいました、それからソフトも入れました、何を入れたとしても運用次第ではもう相当の格差が出てくると。これ今すぐ出るわけじゃなくて、10年後、20年後に出てくるんだと。浅川町出身の子供たちは、何かちょっと使い勝手が悪そうだねとか、どこの市町村の子供たちは何でももう本当に、先ほど言いましたように、文房具と同じような形で使うと。その差が今やらないと出てくるんだということだと思います。

それで、先ほどスクールサポーターの話をしました。東邦情報、なぜ東邦情報なのかよく分からないんです。なぜ東邦情報なのでしょう。あそこ、企業向けですよ。教育向けなんか一切やっていませんよね。なぜそう

いうところに頼むんでしょうと。ロイロノートはいいですよ。これは全国的にもロイロノートを導入しているところはいっぱいありますから。じゃどういふことがあれかと思ったら、いわゆるクラウドで、容量がもう相当あるということと、双方行った、来たの教育ができるんで、非常にいいソフトだと僕も思います。ただし、それをスクールサポーターとして東邦情報になぜ委託しているのかなというのが、ちょっと疑問と言えは疑問です。いろいろあるんでしょうけれども。

だから、その内容見れば分かると思うんですが、取引の中でも、いわゆる公共的な、いわゆる役場だとか市役所とか県庁だとか、そういうところの付き合いはあるんだと思うんですが、事教育に関しては皆無ではないかと、私が知る限りではそう思っているんですが、まあそれはいいとして。

先ほど、アドバイザーとして大学の先生、これは大体どなたかが分かるんですが、いいと思います。非常にいいと思いますし、ぜひともそういったあれを活用していただければと思います。

それから、先ほどありましたパスワードの管理、これが非常に重要で、そののところがきちっとしておかないと暴走します。入り込みます。誰でも入れるような状態になります。これだけはよくないので、ぜひともパスワードの管理はルールマニュアルつくるときに、しっかりと構築していただかないと、本当に何年か後にはいろんな問題が出てきますので、ぜひともそのの場所をお願いしたいと思います。

先ほど教育長さんからもありましたように、もう次の段階に進んでいます。今、G I G A s t u D X、こちらのほうを国のほうで推進しています。ですから、まあコロナ禍ですから早まったと、子供たちはコロナでピンチだと思うんですけども、それを全力でチャンスに変えるようなことがいいと思っています。

それで、最後にちょっとお聞きしたいんですけども、教育長には、ちなみに、学校での職員会議はペーパーレスになっていますか。それをお聞きます。

それから、町長には、G I G A スクール構想実現、ロードマップにどのように関わって、どのように推進するかを、ちょっと町長の考えを伺って終わりにします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 子供たちのために物すごく大事なことであります。当然、私も知らないところがたくさんありますので、勉強して、教育長たちとやっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） まず、一番最初の件なんですけれども、授業をやる先生が負担でないかということなんですけど、これは1人の先生がずっと研究授業を行うのではなくて、浅川小学校ですと、各学年で順番にといいますか、同じ先生だけにならないように、1人1授業ということで校内授業研究会を進めております。1人の先生だけが負担になるということ、そういう状況はありません。

それから、ペーパーレスにつきましては、まだそこまではいっておりませんので、今後検討していきたいと思っております。

あと、G I G A スクールのロードマップということですが、当初の予定どおり進んでいる面もあれば、遅れている面もありますので、その辺は今後、全国的な流れにも後れを取らないような、そういうふうに取り組んでいければいいなというふうを考えております。いつまでに何ということではありませんが、やれるところからやっていきたいということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順6、4番、木田治喜君、（2）中学校建設事業の進捗状況及び建設検討委員会の位置づけについての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 中学校の建設事業、もろもろ、いろんな場面でお聞きしているところではあるんですけども、現況の浅川町は税収等が厳しく、将来財政需要の増加も予測され、あらゆる事業に費用対効果が強く求められる中で、浅川町中学校建設は、あさかわこども園以来の大事業でもあります。

浅川中学校建設については、令和3年3月第1回定例会にて支援機構への発注は一度リセットして基本構想、基本計画の見直しとともに、協議機会的な組織を立ち上げて十分に議論して中学校を建設するという回答がありました。現状、浅川中学校建設検討委員会の開催、プロポーザル審査にて邑建築事務所が設計業務を担うことは承知していますが、前回定例会においても、同僚議員が一般質問し、私も一般会計補正予算可決時に何点か質問させていただきました。町の対応については、11月の全員協議会での説明にてある程度理解いたしましたが、町は多方面の総意と工夫等の意見を聴取しながら進むべき案件との観点から、改めて伺います。

まず、1点目に、中学校建設に大変参考となるあさかわこども園建設に係る総括、これは、現役の職員の皆様の聞き取り調査も含めて既に実行されているとは思いますが、以前にも説明いただきましたあさかわこども園の建設費負担割合とロケーション、設計、財政での観点からよかったところ、失敗だと思われるところの総括を伺います。

2点目に、令和3年12月現在の建設に当たっての進捗状況を、先ほども言いました11月のときの全員協議会でもある程度説明を受けたんですが、改めて時系列的に伺います。

3点目に、浅川中学校建設検討委員会の位置づけ及び目的を再度伺います。

4点目に、浅川中学校建設に当たってのコンセプトはどのようなものか伺います。

5点目に、浅川中学校建設の事業方式について、現時点でのお考えを伺います。

6点目に、浅川中学校建設に対してパブリックコメントの展開を考えているか伺います。

お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、7番、金成英起君、（2）浅川中学校建設検討進捗状況についての質問を許します。

7番、金成英起君。

[7番 金成英起君起立]

○7番(金成英起君) 浅川中学校建設検討進捗状況について質問いたします。

1、中学校建設の規模に関すること。2、中学校建設の施設整備計画に関すること。3、中学校の場所と将来造る小学校の場所に関すること。4、校舎建設工事、土地造成工事、旧校舎建物解体工事に、地元の企業が、この建設工事に公正な指名参加確保について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長(円谷忠吉君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 学校教育関係でありますので、教育長に答弁させていただきます。

○議長(円谷忠吉君) 教育長、真田秀男君。

○教育長(真田秀男君) お答えいたします。

初めに、4番、木田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、あさかわこども園の建設事業全体としましては、約13億930万円となっており、財源内訳としましては、国庫補助金等で約8,800万円、震災復興基金で約2億1,150万円、財政調整基金で約2億2,640万円、地方債で7億750万円、一般財源で約7,590万円となっております。地方債につきましては、借入額7億750万円のうち約3億4,460万円を後年度の交付税算入分として見込んでおります。これらをパーセントで申し上げますと、国庫補助金等が6.7%、地方債の交付税算入分が26.3%、その他基金、一般財源等が67.0%となっております。

ロケーション、設計、財政等を含めました総括としましては、事業の実施に当たり、建設条件に見合った一定規模の用地の選定をしたところであり、また、建築に当たりましては、福島県産材の木材を活用した建物とし、さらには既存建物であった保育所、幼稚園を集約化し、その建物の合計面積を超えない範囲での設計、計画によりコンパクト化を図り、福島県内で最初の公共施設等最適化事業債の適用を受けるなど、県の指導をいただきながら事業を実施したところであります。

2点目につきましては、11月30日の議会全員協議会におきましても説明をさせていただきましたが、現中学校は、昭和56年6月以前の旧耐震基準で設計されている建築物であるため、平成18年度に耐震診断を実施し基準値をクリアしております。その後、令和元年度には建物の構造耐力、経年による耐力機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を調査した結果では、基準点4,500点に対し西棟3,608点、東棟3,801点と、必要な耐力度点数に達せず、構造上危険な建物との判定になりました。

この結果を踏まえ、浅川町の学校施設整備基本構想を策定するため、令和2年5月に一般財団法人ふくしま市町村支援機構へ業務委託を発注したところであります。その後、11月13日の議会全員協議会において中間報告をさせていただき、12月には基本構想の策定が完了し、中学校敷地に小学校と中学校を同時に建設する案が望ましいとの結果に至りました。

しかし、本町の厳しい財政状況では、小学校と中学校を同時に建設することは厳しいとの判断により、耐力度調査において基準点を下回り、構造上危険な状態である中学校のみを優先して整備を進めることとして、令和3年2月12日の議会全員協議会で説明をさせていただいたところであります。ここまでが令和2年度までの主な経過となっております。

令和3年度になりまして、4月17日には浅川中学校父母と教師の会における総会の際に、中学校建設に関する経過を説明させていただき、6月には浅川町中学校建設検討委員会を設置しました。6月の定例議会におきましても、行政報告をさせていただいたところであります。

その後、6月14日には、基本設計業務委託を福島県建築設計協同組合へ発注いたしました。

6月28日には、第1回中学校建設検討委員会を開催し、経過報告等の説明をさせていただきました。基本設計業務に当たりましては、プロポーザル方式による担当業者の選定に8月6日の提出期限までに10社の参加表明があり、8月24日に第1回のプロポーザル審査委員会が開催されました。

9月には、中学校校庭西側の地権者2名の方より用地買収に当たっての内諾をいただき、同月の定例会におきましても報告させていただいたところであります。

9月14日には第2回のプロポーザル審査委員会を開催し、第一次審査により10社から5社に絞られ、9月27日には第3回のプロポーザル審査委員会を開催し、5社へのヒアリング形式により最終審査を行い、いわき市の株式会社邑建築事務所を基本設計の担当業者として選定したところであります。

10月6日には、用地買収に当たっての不動産鑑定評価業務委託を株式会社第一不動産鑑定所へ発注いたしました。

10月11日には、第2回の中学校建設検討委員会を開催し、検討委員の皆さんより多岐にわたる様々な意見をいただきました。また、浅川中学校全教職員へのアンケート調査も実施いたしました。

10月25日には、中学校内における現状の備品等の調査を行い、併せて先生方より利用状況や要望等についてもヒアリングをしたところであります。

11月8日には、第3回の中学校建設検討委員会を開催し、須賀川市立義務教育学校稲田学園の視察、また、現在の浅川中学校敷地の現状も視察し、検討委員会ではアンケート調査結果の報告や第2回検討委員会における質問や意見を踏まえた協議がなされました。

11月25日には、浅川中学校敷地測量等業務委託を入札により株式会社藤建技術設計センターへ発注いたしました。

ここまでの、現在までの時系列的な経過となっております。

3点目につきましては、中学校の建設に関する諸課題を検討するため、中学校建設に係る基本的事項に関すること、中学校建設の規模に関すること、中学校建設の施設整備計画に関すること、その他中学校建設に向けて必要な事項に関することの4項目について検討委員の皆さんより意見を聴取し、建設計画に反映させていきたいと考えております。

4点目につきましては、整備の基本方針であります学級数の変動に対応する多機能で柔軟な教育環境づくり、心のゆとりが創出される快適な校舎づくり、子供が地域で存在感を持てる地域とのつながりを大切にする校舎づくり、教育機器の整備、木々の植樹などを通して自然との触れ合いのできる校舎づくり、防災を考えた安心安全な校舎づくりと考えております。

5点目につきましては、公立学校でもありますので、公共による直営としたDB方式、デザインビルド方式と考えております。

6点目につきましては、中学校建設を進めるに当たりましては、本年6月に検討委員会を立ち上げ、委員に

は学識経験者、地域有識者、中学校関係者、行政区代表など様々な立場から委嘱させていただいております。既に第2回検討委員会で提示しました資料に対しては、44件の意見が寄せられ、それらに対し教育委員会及び設計事務所より回答を行っております。中学校保護者、中学校生徒、中学校教職員全員にもアンケート調査を行い、意見も求めています。町民に対しましては、検討委員会を開催するたびに広報あさかわで1ページを割き報告を行い、町民の皆様からのご意見も随時受け付ける体制を取っております。

パブリックコメントの形は取っておりませんが、広く意見を聴取して建設計画に反映させるという点では、今後もできる限り行ってまいりたいと考えております。

次に、7番、金成議員にお答えいたします。

1点目、2点目につきましては、浅川町中学校建設検討委員会において現在も検討を進めているところであります。

3点目につきましては、11月30日の議会全員協議会におきまして、学校教育課、資料4として提示させていただきました、平面レイアウトも踏まえ、検討しております。

4点目につきましては、今後の工事発注段階におきまして、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1点目のあさかわこども園の総括についてお伺いしました。ということは、失敗した点はなかったんだということによろしいんですね。ですね、今、その回答はなかったもので、今、思うところ、あさかわこども園は完璧な形でできたんだということによろしいということによろしいのでしょうか。まずそこを確認しておきます。

それから、もしそういうことであって、総括ができていたんだとあらば、それを今後中学校建設等々にも生かしていただきたいというふうに思います。

それから、進捗状況についても、これも2回、全員協議会のときも、それから、今回と、改めて伺いました。ただし、3月の定例会で基本構想、基本計画を見直して検討委員会にてあらゆる検討を行うとの認識とは多少違和感を感じます。ただいまの進捗説明や先ほど11月の全員協議会での説明について、こちらのほうは、現状のところについては理解いたしました。ただ、3月の定例会からすればちょっと違和感を感じますということを申し添えます。

それで、私の感覚なんです、これは私個人の考えなんですけれども、一連の流れを聞いていますと、建設検討委員会はあたかも事後処理確認のために存在するのではないかというふうな懸念をしています。そもそも検討委員会は何かといいますと、基本構想や計画を練る会というふうに私は認識していたものですから、基本構想が決まった後での検討委員会はどんな存在なんだろうなというのが分からなかったんで、先ほど3点目に質問させていただいたんですが、あまりにもちょっと検討委員会に対する扱い方というか内容が希薄なんじゃないかなという感じをいたします。

というのはどういうことかという、福島県建築設計協同組合のホームページ上、本部地ありますけれども、こちらには浅川町の受注等が詳しく詳細が出ています。それで、当初より6月14日ですか、発注した段階からもう既に1万8,521平米のRC造り3階建て、延べ床面積2,800平米の新校舎に対してのあれを受けたと、受注

を受けたというふうにホームページには載っています。ですから、たしか9月の定例会の回答の中では、1階か2階か3階かは基本設計の中で決まるとの回答。それも遅いんでしょうけれども、そういう話も伺いました。ということは、プロポーザルの発注段階で、既に3階建てを想定した発注をしたということになるかと思いません。

確認です。6月14日、福島県建築設計協同組合の発注は、どのような構想を基に発注したのかお伺いしたいと思います。これ、話せば長いかもしれませんが簡単で結構ですから、どういった構想の基に発注したのかというのを伺います。

それから、2月の全員協議会、3月定例会にて基本構想、基本計画の見直しするとの回答から2か月間でどのように見直しが行われて、建築設計協同組合の発注に結びつくのか、その間の経緯がちょっと不明です。建設に当たったコンセプトがどのようにオーソライズされたのか、これも定かではありません。ちなみに、プロポーザルの審査会講評の中には、令和2年度の基本構想に基づくと書いてあります。ということは、3月の定例会で基本構想、計画を見直しますよと言っているにもかかわらず、その前の令和2年度の基本構想をもってプロポーザルの発注をしているということになるんですが、この辺の乖離はどういうふうにご説明されるのか伺います。

それから、余談で大変恐縮なんですけど、重要な観点ですので、ちょっと長くなりますがお聞き願いたいと思うんですが、いわゆるコンセプト、発想構想が一番重要だということは、皆さんもご承知のとおりだと思うんですが、文科省は環境問題も含めてエコスクール、これ今どこの学校でも行っています。2020年3月現在で1,861校、全国でこのエコスクールをやっています。以前私も質問しましたSDGsだとか、それから、学習指導要領の改正時にも持続可能な社会の作り手の行く末を掲げられ、未来の作り手のために必要な資質、能力を育むことが求められているという話をしたと思うんです。環境に対する負荷を低減し持続可能な社会を構築するために、学校自体が生き残る教材になりましょうということだと思っただけなんです。その辺も含めて、機能性だったり安全性だったり環境性だったり効率性、この辺がコンセプトには重要なんじゃないかなというふうに、私は思っています。

それを議論するのが検討委員会であって、できたものに対してこれはどうなんだろう、意見はございますかという話じゃないと思うんです、私は。その辺の認識もちょっと違うんです。

それから、検討委員会は、須賀川の稲田学園これを視察されたようですが、なぜ義務教育学校を最初に見たのか。ちょっとこの辺も違和感あるんですが、あらゆるところ学校を見るのがそれなりに有意義ですので、いろんなことを見ていただきたいし、邑建築事務所が手を挙げた鏡石第一小学校がございまして。これ皆さんもご存じだと思うんですが、ここもぜひ見ていただきたいなと思いますし、建物そのものもそうなんですが、建築が完了するまでの経緯も大分違います。というのは、鏡石町は東日本大震災の後に検討委員会を設けて、それから、町長への提言をして、その後基本方針の決定をして、町議会で説明して、基本設計業務委託とこういう流れになっています。

それから、もう一つ、奈義町という町があります。これは、人口5,500人の町です。それで、この町が基本構想について、こちらが奈義町の基本構想です。27ページございます。浅川町より小さな町です。その学校がまとめた中学校をつくる上での基本構想が、27ページほどの小冊子になっています。これのつくりの流れがど

うなっているかという、まず、令和5年に完成するらしいんですけども、令和元年に検討委員会がこの小冊子をまとめて、それから、プロポーザルの発注をかけたということになっています。

浅川町とこの鏡石だったり、この奈義町の経緯を見て、どこが違うんだろうなということをちょっとお伺いしたいと思います。

鏡石小学校見てもらうと分かる通り、あそこ2階建てになっています。役場の前です。それで、なぜ2階建てにしたか。それは日陰です。周りの住宅も含めて日射の関係、そういった太陽の光ともろもろの関係で低層化にしています。それから、避難所の役割をするということで強度を1.25倍にしています、あそこは。それから、周辺地域の階層は、先ほど言いました役場もそうですけれども、周りにも住宅がございますのでそういった意味で日照等の環境強化、こちらを十分やって、当然エコスクールの導入もしています。そういったことが重要だと思いますし、学校を造るには環境評価が一番重要なんじゃないかなというふうに私は思っています。

先ほどパブリックコメントの展開を聞いたんですが、こちらのほうは今のところ考えていない、その都度やっているんだということと、それから、ワークショップをやるんだということも聞いています。ただ、ワークショップというのは早い段階でできるのか、基本設計ができた後でやるのか、それが重要なんですが、これは前倒しでできないかどうかもちょっと改めて伺いますし、3月の定例会から9月の定例会で議論改めて議事録を確認しました。希望も含めてこれからですと回答した9月から見ると、突然何か全容が見えてきた形になっています。同じ敷地内に小学校をつくるんだとありきで、中学校がその前に建築するんだというのが構想で動いていますけれども、よろしいんでしょうかということです。それは、どこでオーソライズされたかもちょっと私も分かりません。

ということは、それは別として、小学校を中学校の敷地内に一緒に建てる、将来的にです、今は一緒にできないけれども将来的に建てるんだというのであれば、多少なりとも将来構想、今の小学校どうなるんだとか、そういった基本的な構想が話されているんだかどうか。

今、5点ほど質問しましたけれども、5点ほどお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 何点かございますので、抜けている場合につきましてはご指摘いただければというふうに思います。

まず、こども園関係につきましては、失敗という言葉が正しいかどうかはちょっと表現的に何ともなんですが、当時いろんな議論をした形で用地選定なり建物の構造であったりそういった部分を検討した形で建設しておりますので、改善点、検討する余地という部分につきましてはあるというふうには考えますが、そういったところがありましたら、当然中学校の建設のほうには生かしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目。6月14日のその発注での構想ですが、こちらにつきましては、基本構想は小学校と中学校一体的に整備するという形での成果品という形で上がってきております。その中で、財政の事情もあり中学校の建設だけで進むしかないという形になっておりますので、そういった形を考えた場合の中学校のみをピックアップした形で基本構想から抜け出したような形での発注形態という形で考えてございました。

それから、コンセプト関係なんですけど、令和2年度の基本構想に基づいたコンセプトではおかしいのではな

いかというおただしだと思いますが、こちらのほうも基本的な学校の教育、それから、施設の整備に関する方針としましては、町の教育、そういった在り方、そういった部分については変わってはございませんので、基本構想の当初の前段の部分を活用しながらコンセプトの位置づけにして話を進めているという形でございます。

それから、エコスクール関係につきましては、今回中学校の建設に当たってもエコスクール、こちらのほうにも該当するかどうかも含めまして、該当するという形であれば補助の活用も当然出てきますので、そういった部分も当然検討しながら進めているところでございます。

それから、義務教育学校稲田学園の視察につきましては、やはり検討委員の中でも、学校の視察、そういったものもやるべきだろうという意見もございました。規模を、それから、義務教育学校を目指すのかという形になると、義務教育学校ありきという形ではございませんが、将来的に小学校をこちらに同じ敷地に来た場合、そういった場合の例えば小学校、中学校の連携、そういった部分であったり、今回の稲田学園の建物の整備、そういった部分を含める、確認するという意味では、非常に有意義な研修にはなったのかなというふうに考えてございます。

それから、鏡石第一小学校につきましては、確かに今回邑建築ということで、プロポーザルで決定した業者が請け負った建物になってございます。こちらのほうにつきましても、義務教育学校稲田学園の視察と一緒に視察研修ということでお願いをしたところだったんですが、やはり時期的に教育相談であったりそういった部分もあって学校のほうの都合がちょっとつかなかったという意味で、鏡石第一小学校の視察研修はちょっとできなかったという状況でございます。その代わりではあります、その第3回の検討委員会の中で稲田学園を見た後に開催したんですが、その検討委員会の中で、鏡石第一小学校の状況、プロジェクトを使いながらこういった建物でこういった考え方で進んでいますよという内容の説明は、検討委員会の中ではさせていただいたところでございます。

それから、小学校につきましては、現在の段階ではありきという形ではございません。小学校も、こちらのほう中学校の敷地のほうに将来的に建てることも見据えた形での計画という形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1点目のあれは、あさかわこども園の。最初に質問したとき、私話したんです。現役職員も含めて総括していますかという話をしたと思うんです。だから、使い勝手だとかここがこうしたほうがよかったねとか、そういった意見は、私、失敗と言った、その言葉はあまりよくないと思うんです。失敗ではないと思うんです、改善点。それも含めて現役の職員の方にお伺いしていますかという話をさせてもらったんです。ないということはないと思うんです、使っているんだから。例えば、園庭の雨が降ったら水がずっと残っていますよとか、そういう話出てくるのではないですか。違うんですか。私は、あそこを通るたびにそう思います。水はけが非常に悪いのかなと思っています。少し降っただけでも園庭は使えないでしょう、二、三日。どうなんですかね。そういった話も現役職員の方は出ていますかという話をさせてもらったつもりです。

それから、義務教育学校のことについて話ありましたけれども、これは以前にも私、教育関係のお話をさせてもらったとき、教育長さんから、義務教育だとか小中一貫校は考えていませんよと。通常どおりの学校の運

営をさせてもらう。校長が2人いて、それが同敷地内でもそれは関係ないです、やり方ですから。それは連携はするんでしょう、小学校、中学校連携はするんだけど、義務教育とか小中一貫校は考えていませんと。それが基になるんじゃないですか。今の話だと、何か義務教育学校にもう移行するんですよみたいな話しぶりなんですけれども、多分そう言えば違うと言うんでしょうけれども、そんなふうに今、感じました。

だから、後づけで何かを理由をそこにくっつけるんじゃないくて、なぜそこに動かなきゃならないかということを考えなきゃならないんだと思うんです。

だから、それを大本になるのが全てが構想であって、その全ての構想、それが小学校の跡地まで含めて、それから、例えば構想の中に財政問題が入っていないんだと。だから、小学校、中学校1回に建てられないんだと。令和2年度にまとめた構想から外れたんですよと。そんなもの構想の中に入れられるでしょう、財政。入れないんですか。通常そこまで考えて基本構想はつくるんじゃないんですか。あらゆる項目についてまとめるのが基本構想だと私は認識しています。それが進むことによって、ああこれは違ったねと、ではこれは変更しましょうと、これも違った、これも変更だと、そういう付け焼き刃でやっていて先ほどあさかわこども園で全部で総額13億でしたっけ、13億何かけると。では中学校はもう少し高いのかどうか、あれですけども、それだけの事業を行うのに、そんな形でよろしいんでしょうかというのが私の意見です。

まずは基本構想ありき、そこからスタートしないと枝葉にいかないんじゃないですか。枝葉。それを幹をちゃんとしてこなくて枝葉ばかりつくっていったってどうにもならないんだらうなど、私は思っています。いろんな考え方があるんだからそれが正しいとか正しくないとかないんだと思うんですが、いわゆる検討委員会というのはそういうものだと私は認識して、3月のときに無理してお願いして、検討委員会を設けてくださいねという話をして、町長さんがそこでうん設けるようにしましょうという話の中で、多分予算が通ったんだと私は認識しています。間違っていないんだと思います、それは。

いろいろ質問させていただいたんですが、あらゆる情報を基にしっかりと情報を共有して、これからのスケジューリング決めていっていただきたいんですが、例えば9月13日議会最終日ありました。その次の日がプロポーザルの審査日だったんです。私たちもお知らせがあったのかどうか分かりませんが、公開で行われました。私たちちょっと分からなかったです。次の日にそういったプロポーザルの審査会があるなんてこと知らなかったものですから、もし分かっていたら私、公開審査参加させてもらおうかなと思っていたんですが、それもちょうと分からなかったので出席もできなかったんですが、コロナ禍ということで人員を絞って多分行ったんだというふうに思っています。これも、例の協同組合のホームページ上にも随時写真も含めて載っています。これ後から見れば分かるんですけども。

それで、いろいろ言ったんですけども、まずは、これだけの事業をやるんだからしっかりと基本構想、計画を基に進めていって、最後の最後まで小学校の跡地をどうするのところまで決めないと、また山白石、里白石の二の舞になりませんかということなんです。いいわけないんです、それは。それは皆さんの共通認識で議会も含めて、それから職員の皆さんも共通認識でしょう、そこは。ただ、いろんな諸問題があるんで一朝一夕には解決しませんよと。なかなか難しいです。ようやく今プールの解体工事が入札されてこれから始めようとしています。そういうことも含めてどうか考えていただきたいなというふうに思っています。

ちょっと長くなって申し訳ないです。

○議長（円谷忠吉君） 4番、簡潔にお願いします。

○4番（木田治喜君） 簡潔にできるところとできないところがあると私は思っています。いつもこういう話になると、それで終わっちゃうんです。そうすると、動きがまた別な方向に行くんです。別な方向というか言ったことと違う方向に行くんです。しっかりそこはちょっと頭の中に入れてもらってやっていただければと、何事についても、子供たちのためなんです。いわゆる生きる力、確かな学力、豊かな心、健やかな心、これを教育長を目の前にして言うのもちょっとやぶさかなんですけれども、ぜひとも地域コミュニティーの拠点としても、鏡石もそうなんですけれどもそれを担ってやっていただきたいと思うし、例えば、今、民俗資料館閉鎖されています。ああいったものを中学校の中に入れようとか、資料館を持って行って子供たちにも浅川町の歴史を勉強させようとか、それから、コミュニティーの拠点にしようとか、今そういう考え方もあろうかと思うんです。

ぜひともそういったことをお願いしたいと思います。議論を含めて今後どういうふうにするか、再度その辺をお伺いしたいのと、それから、町長さんには、中学校建設におけるポリシー、町長さんのポリシーです、どんなものがあるかお聞きして、私終わります。長くなりますので。

〔「もう一回、何ですか」の声あり〕

○4番（木田治喜君） ポリシーです。ビジョンはいいです。ビジョンはもういいんです。ポリシーだけお伺いして終わります。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、木田議員。

○4番（木田治喜君） はい。

○町長（江田文男君） この①、失敗だと思われるところ、失敗はしていないんです、だって。

○4番（木田治喜君） いや、だから言いました。

○町長（江田文男君） だから、ね、ここに書いてあるから失敗だと思ったから、恐らく失敗でないということなんです。改善と言えば改善点があったかもしれない、そうでしょう。失敗と改善では全然違うじゃないですか、これ。この意味が。そうでしょう。私はそう思っています。

○4番（木田治喜君） 改善点は失敗じゃないんですか。

○町長（江田文男君） 失敗と言ったら、まさか保育園がここが失敗でと言ったら。失敗という言葉は使えません、絶対に。改善で、それから何かありますれば、出てきた可能性がありますよ。やっぱり失敗とこれ改善では全然違うと思います。

○4番（木田治喜君） 全然違いますか。

○町長（江田文男君） はい。そういうことで、それで、町長ポリシーはあるかと。ポリシーもないです、だって全てさっき今、木田議員が言ったとおりに全ては子供たちのためじゃないですか。教育じゃないですか。やっぱりそのためにはどんなことであっても衰退させることはできないというのは、私もいつも言っているんです。教育と福祉だけは私は衰退させたと感じておりません。これはもう議員のときから何十年も同じことを言わせてもらっております。

あと、研修の話。私もちょっと長くなるかもしれませんが、研修の話です。

これ本当は数か所行こうと思ったんです。行こうと思ったらしいです。ところが、鏡石はコロナの関係で何か断られたようなお話は聞きました。本当であれば須賀川の稲田だけ1件では駄目だと思っていました。ところがやっぱりいろんなことがあって、検討委員会でも、ではせめて稲田学園行って少し勉強してもらって、そして、また町民の様々な意見をいただいて検討委員会を進めていると、私は思っております。

とにかく、子供たちのためにいい学校を造っていただきたいと、いろいろ検討していただきたいというのは、私、町長としての意見でございます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 現在も基本構想を踏まえて検討を進めているところです。

当初小中同時にすることもあったんですが、それができなくなりましたので、部分的に修正するところが出てきておりますが、基本構想を大事にしながら検討を進めていきたいと思っております。

検討委員会も、ご意見をいただきましたように十分にそれが機能するように、その中でいろんな発想なども出てきてもいいと思いますので、確認の場というよりはいろいろな意見が出てきてもいいと思いますので、そういうものを大事にしながら検討委員会協議を進めてまいりたいと考えております。

跡地利用につきましては、これは町全体で検討しなければならないことですので、みんなでご相談して行けるといいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 中学校建設の規模については検討中ということではありますが、今、4番議員さんのほうからおただしがありましたが、恐らく鉄筋コンクリート造の3階建てということで進めているのではないかなと思われまます。

また、2番の施設の整備計画については、土地造成の建物実施計画とか、5年、6年に建物建設工事を外構工事をということで、7年度には解体工事が予定されているということで分かりました。

3番の校舎の場所、新校舎を建てる場所。建物の配置などは提案された3つの案のうちA、B、Cがありますが、A案が二重丸と評価されたということではありますが、私なんか考えますと、工事が終わって解体工事が始まります、それを鑑みますと、生徒の授業を配慮した場合、私なんか、B案の体育館の南側東向きに中学校を建設すると。グラウンドをその西側に打つ。あとはトラックもそうです。小学校の場合は建物解体工事が終わった後、体育館の西側に建設すればすばらしい構想になるんじゃないかなと思います。あと、テニスコートとかあれば、その場所でいいと思います。このレイアウト、私なんかなりに考えますと、そのほうが一番いいんじゃないか。子供の授業とか安全とか、かなり配慮された構造になると思います。またその辺も検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にA案、B案、C案とございますが、今、本当にB案もいいだろうという声も確かに来ています。あるいはテニスコートなんか、何もそこでなくたってJT跡地もいいだろうという声も出ています。あるいは、山小でもいいだろうという声も出ています。それで、さっき4番議員に言ったとおりに、子供たちのためにやはりいろんな知恵を出し合って、やっぱり検討委員会が今、揉んでいるところです。

そしてまた、私、本当は口を出したいんですが、あまり口を出すとそれで決まっちゃいますから、それではいけないことですので、ぜひ、基本構想に沿って検討委員会にもかけながら、様々な検討を再度今しているところであります。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） それで、配置の関係なんですが、全員協議会の中でもお話をさせていただきましたが、検討案の中でやはり大きく分けての3つということで、まず北側に配置をするA案と、東側に配置をするB案と、北と西に配置するC案という形で、それぞれ大きく分けての検討という形でつくっております。その中で、やはり費用、それから子供たちの安全面、そういった部分も含めてそれぞれ評価した中での総合評価としてA案が二重丸という形での一番評価が高い内容となっておりました。

その中で、8番議員さんからもご指摘がございましたけれども、旧小学校を使った形での仮設、そういった部分も検討してはどうかというお話をいただきましたので、そういった部分も含めて、かかる費用とかそういった部分も算定はしてございます。仮に小学校、里白石小学校に持っていった場合でも、やはり中学校の現在の必要面積から相当面積少ないという形になってきますので、まず仮設校舎が部分的に必要なようになってくる。それから、体育館の規模も違ってくる。それから、あとはプールもなくなってきているという部分もありまして、学校の教育だけではなく部活関係、そういった部分での影響も出てくるという部分もありまして、費用だけではなくそういった全体的なバランスを見た中での検討は必要になってくるのかなというふうに思っております。

それから、B案の配置につきまして、東側に持ってきてあとは小学校将来に北側にとというパターンもございしますが、この東側に建てた場合ですと、それぞれの小学校、中学校の構造物が建物として別という形になってきますので、建てる段階では基本的に別になるのは当然なんです、コスト的にやはりそれぞれの配置のレイアウトが変わってくるということで割高になってきてしまいます。

それから、中学校の野球部のコートも改めて西側につくるという形になってきますとそちら側の民家に対する影響、そういった部分もございまして、ぐるりと周りに高めのネットフェンスを張ると。そういった部分も影響してきますので、そういったもろもろの状況も踏まえまして、全体的な評価としてはA案が二重丸というような評価になっているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 私は、そんなに無理なことは言っていないと思うのね。

A案は、確かによく見えるのですが、子供たちの配慮はほとんどしていないのね。要するに、中学校の校舎ができてから解体工事が始まるわけです。そうじゃなくて、B案の中学校だけです、中学校だけを今の体育館の前、南向きじゃなく東向きにするんです、どんと。解体が終わってから体育館の西側、すぐ隣に小学校を建てても何の問題もないんじゃないかなと。

別に山白石、里白石小学校に仮校舎移転するんじゃないかと、そんな話はしていないんです。ただ、解体するとき、授業中にかなりの重機の音します。約半年以上かかりますからね、解体は。そんなに簡単には解体は工事は進まないと思うんですが、それを配慮すればそういう案もあるんじゃないかなと。検討の余地もあるんじ

やないかなど。

あとは、校舎建設の工事に当たりまして、土地造成工事、旧校舎の建物の解体工事、あとは校舎建設工事、これの地元の企業が、この建設工事に公正な指名参加確保できるように町長さんの配慮をいただければ、大変ありがたいと思います。その辺ちょっとお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、地元の業者を使って少しでも業者が潤うように努力させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 配置レイアウトにつきましては、全体的なイメージは先ほどのA、B、C案という形でございますけれども、議員さんがおっしゃるとおり、そういった東側に向く、要は南北に建てるという意味ですよ、そういった形の案というの、当然案の中では出てくるかと思えます。そういった部分ですと、確かに日陰の関係とかそういった部分も出てきますし、将来的に小学校では体育館の西側に建てるという場合には、さらにまた日陰の問題とかそういった部分も出てきますので、総合的にいろいろと検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、3番、会田哲男君。（1）保育料のゼロ歳児からの無料化実施をの質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） それでは、質問いたします。

現在、これ前にも質問したんですが、あさかわこども園の保育料は、現在、ゼロから2歳児についても町独自に半額負担としているのが現状でございます。

現在で近隣町村で石川管内ということですが、平田とかあるいは古殿なんかでもゼロ歳児から2歳児、当然5歳児、幼稚園児もですが、完全無料化にする現状がございます。保護者負担軽減による子育て支援、子育て環境の充実を図り、安心して子供を生み育てる環境づくりによる若者世代の定着、また、町外からの転入、移住等も促せるかと思えます。町活性化につながるものと考えますので、ぜひゼロ歳児からの保育、検討していただきたいと思っております。元年12月の議会では、町として検討したいということだったと思っておりますが、再度質問させていただきました。

1つとしまして、県内でゼロ歳児からの無料の実施市町村の数等の把握をしているか、把握しているとすれば、何町村が無料化しているかお伺いしたい。

2番として、元年12月の答弁では、動向を見極めしばらく検討したいとのことであったが、検討の状況はいかがなものか。

3番として、国・県、他町村の動向ではなく、他町村も始めているところがございますので、町独自の判断として早急に無料化を実施すべきと思いますが、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） こども園関係ですので、教育長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1 点目につきましては、県内全ての把握はしておりませんが、県中管内では2町村が実施し、県南管内では実施している市町村はありません。

2 点目、3 点目につきましては、町の厳しい財政状況を踏まえますと、無料化につきましてはさらに検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3 番、会田哲男君。

○3 番（会田哲男君） 全町村は無理だと思いますが、私のつかんだ中で、県内で中島、大玉、平田、古殿、あと鮫川も無料検討するような状況になっています。五、六町村もう取り組んでいるようです。

その中で浅川町も、5 町村管内で2つはもう始まっているわけです。浅川も、ぜひ遅れるといたしますか、財源の話もありますけれども、財源も例えば今後の補正で農家への加工米や飼料用米が900万当初予算計上のところを1,000万上乘せして2,000万近くの増額補正しましたよ。

そういう意味で財源のほうは見つける。どういうふうな手だてがあるかは分かりませんが、財源は見つけることはできますよね。あるいは財源は工面する、あるいは今、学校の問題もありますけれども、学校建設だって、経費の節減はどこかでは図られているというような状況がございますので、保育料無料化についても同じなんですよ、どこかを節約して一方に回す、そのようなかたちをやっていくべきだと思います。

浅川町は、私も含めて、私も反省を踏まえてなんですけれども、他町村の動向を見てどうのこうのというのは結構今までも多かったです。

そのようなことを踏まえまして、まして5 町村で2 町村が無料化していますから、隣の中島とかもやってきているわけですからぜひその財源、今、教育長の話あったように財源は容易ではないと思います。ただ、そこを工面しながらぜひ前向きに検討していただきたい。

あと、町長さんの目の前で悪いんですが、町長さんの選挙に対する立候補のときに、江田文男3つの決意ということで、子育て支援。浅川小学校入学祝い金としてランドセル補助金を支給。浅川中学校入学祝いとして制服補助金を支給。高校入学祝いとして通学補助金の支給。これは金額は大小は別としましても、取りあえずは実施はされました。

あと下にあるんです、保育園、幼稚園の無償化。これを掲げてございます。子育て支援の中にぜひこのようなことを町長さんの公約として言っているのです。立候補したときにこんなことを考えておられたわけでございますので、ぜひこれの実現に向けていろいろ財源等容易じゃないと思うんですが、ぜひ工面するなりあれば今まで町単独でやったのを補助金を多くして工面するとか、そのような形でいろいろ工面をしてぜひ無償化を実施していただきたい。そうすれば、今、農業の関係、あるいは移住定住関係、予算上上がっています。これ、国県のを使った上での補助等ですね。住宅取得にしろ、そんな形で移住関係ではあるんですが、浅川町で現に住んでいる人は子育て、これはもっと重要なことでしょう。ですから、ぜひ今現在住んでいる若者の子育て世代の教育環境を子育て環境を充実させると。ひいては移住あるいは転入にもつながるといような形になると思いますのでぜひ早急な無料化を実現していただきたい。再度ご質問して終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も保育園無料ということを考えております。

ただ、今すぐ実施はなかなか難しいであります。

というのは、今、補助関係、もう補助、補助、補助で何年、何十年と来ておりまして、かなりの補助を出しております。これの近い将来見直しをしなければならないこともあると思います。当然、満額のところを2割、3割、4割減らすところしなければ、こういう教育関係が衰退してしまうと思います。4番議員にも言ったとおり、私は教育と福祉は後退することなく前進したいなと思っておりますので、この財源を見ながら、今後のことは近い将来考えていい方向に進めたいなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） そうですね、ぜひ補助金関係の見直しをいただいて、そして財源を工面していただいて、できるだけ早い時分に無料化の実施をお願いしたいと思います。

先ほど私ちょっとお話ししたんですが、今回の補正で加工米なんかが上がりました。900万から1,000万増額して1,900万。本来であればその事業というのは、もともとは減反という時代に始まったもので、減反100を達成するために始まった加工米に対する1,000円助成制度だったと思います。それが今、現在減反、もちろん転作ですね。野菜を作るといって始まったんですが、それがなかなか難しいと加工用米に1,000円くらい助成してやってもらうと。何とかあの当時は国とか県もペナルティがありましたので減反制度、ペナルティがあった状況で何でかんで100にしないで済むという状況の中でやったものでございます。

それが今回減反ができないというより保障ですよ。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田君、趣旨がちょっと違います。

○3番（会田哲男君） 減反はできない場合に。そんな支援をやっている感じでしたけれどもどんどんこれから加工米とかいろいろ増えてきますからその中で、その辺も気になって町長の話ありましたけれども、その点も踏まえて、もろもろの補助金の関係、精査していただいて、あと、国・県の金を使うような格好でぜひ財源確保に子育て支援というかたちでの保育料の無料化をぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○3番（会田哲男君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

次に、質問順9、10番、角田勝君。（2）花火の里ニュータウン分譲を思い切った施策で促進させるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

6月にも質問しておりまして、本当に浅川町の大きな課題であり、解決しなければならない、そういう問題であります。

前の答弁では、コロナの状況で住んでいる人たちとの懇談も協議も今のところできないという状況なので、一定の混乱が静まった段階で話し合いをして、そして道を開いていきたいと、こういうふうなことでありま

した。現在、まだコロナが収束したわけではありませんけれども、下火になってまいりましたし、一定の町の催しもなされるというふうな状況にもなってきましたので、コロナに留意しながら地元に住んでいる、この花火の里の方々との懇談をまず町の方針をきちんと改めてしていくということが、私は大事ではないのかなと。十分な検討がしたいというような答弁でありました。ぜひ、私は、もう思い切ったやっぱり施策をしなかったら、今、あそこの土地を坪9万や10万で買う人はもう出てこないと、よっぽど社会情勢が変わらない限り、それどころか、大名大塚の新しい道ができればたちまち家が4軒も5軒も分譲ができるような状況で、それも坪ももっとも安い、そういう価格なんです。ですから、思い切った形でやはりあそこの問題を打ち出していかないと、そして、解決しないと私思うんです。

前にも言いましたけれども、東村の段階では、15年住んでいればその住まいが安い借地料を町に払って、そして土地が自分のものになるということで、反町こっちから行って左側の南側にずっとあのような住宅がどんどんできたわけであります。私は、そのぐらいの、無償ではないですよ、例えば15年間、とりわけこの子育て中の人や若い人のそういう方のところを絞って募集をして、15年間なり20年間なり住めば、その土地は借地料を払った代価分、例えば15年だとすれば、月2万円ずつ例えば土地代払っていても、そんなに大金にはならないんです。そういうことで15年後には無償になるという、そういうふうなものがはっきりしていれば、購入する人も入ってくる人もいるのではないかというふうに思うんです。

それぐらいやっぱり思い切ってやらないと、あそこの問題は解決しないと私は思うんですが、町長、この議に当たってどういうふうにお考えなのか。そういう積極的な姿勢をつくる上でも、住んでいる人たちとの話し合いをまずして、それよりもまず町はこういうことまで考えているんだということで、私はあの地域の下水処理の問題を町がやることになった、そういうことなんかも含めて話し合いをしていけば、大きな反対があったとしても解決できないような問題ではないと思うんです。それにはやっぱり若干の、今住んでいる人たちに一定の措置をやっぱり考えていくということなんかもその中でいろいろ住んでいる人たちの話を聞いてやっていくと、同時に思い切った施策をしていくということが今、求められると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

花火の里ニュータウンに一定期間定住を条件とした無償分譲などの思い切った政策についてですが、これまでの議会答弁のとおり、アンケートにおける住民の意見や特別分譲説明会の意見を踏まえると、現在のところ、困難と認識しておりますが、これまで利活用として定住移住促進住宅の建設や地域住民との話し合いによる汚水処理施設の受入れを行いました。今後、街路樹の伐採、歩道の修繕などを地域の方々と相談しながら進め、信頼関係を築いていきたいと考えております。

さらに、今後は適切な時期にアンケートの実施や意見交換を開催するなどして、利活用の方法や販売価格の見直し、一定期間定住による無償譲渡などの思い切った政策についても、選択肢として除外することなく引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長が言った、そういうことを進めるという、今の段階では私もそのとおりだとは思いますが、やっぱり一定の時期、そういうものを設定する必要があると思うんです。これ、コロナも浅川町

からも白河から出たりもしておりますけれども、こういう状況になりましたので、ぜひ突破口として話し合いを進める、その前にやはり庁内で一体どういうふうにしたらいいかというようなことなんか、庁議でもいろいろ論議をするべきだと思うんです。そして、座談会の中でも意見交換会の中でも、一定の前進を図る、そういうことが私は望まれると思うんでありますが、この年度内というか、3月までありますけれども、その年度内にやっぱりぜひそういう話し合いを持っていただきたいとこういうふうに思うんでありますがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、これ9番議員にも言ったと思いますが、私、町長に就任したとき、ニュータウンの価格を半額にするという、公約じゃありませんが、口に出してきました。それで、私が、多少の反発ありましたが、実施しようとした、話し合いをしようと思っておりましたが、コロナ関係で人を集めることができなくなり1年半この状態でありました。今現在の金額では当然売れることはないと思っております。そして、今、町外、町内の価格を見ても、半額でも決して売れる金額ではありません。やはり今、10番議員が言ったとおり、ある程度の無償譲渡など思い切った政策をしなければ駄目だと思っておりますので、今後、ニュータウンの住民と、あるいは職員たちと話し合いを持ちながら前進していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 答弁漏れあったんですけども、いわゆる年度内を目指して一定のそういう努力をすべきであると思うんでありますが、その点はいかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 年度内ということは、あと3月までですから、恐らく厳しいと思います。もう少しの間時間をいただきたいと思います。そして、また、多少の反発があると言ったのは、やはり何人か反発がありますので、そこら辺のこともいろいろ話を持っていきたいと思っておりますので、年度内は難しいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）生活に困っている世帯への福祉灯油購入補助を実施することの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 今、原油の高騰によって、このコロナ問題が解決しない、そういう状況の中で、もうどんどん灯油の値段も上がってきています。もう寒さも本当に厳しくなって、雪の便りも来ておるわけですが、福祉灯油ということで、しばらく前にこういうことをやって、本当に暮らしに困っている人、様々な形で大変な思いをしている、そういう方々に福祉灯油ということで灯油を助成するという、そういうことをぜひやってほしいなと思います。

幸いにも総務省は11月12日に自治体支援策を発表し、いわゆる福祉灯油、これに対して自治体がやるのであれば特別交付税の措置率を2分の1にして、この福祉灯油に対して交付するという、そういう要旨を発表しました。そこで、各自治体でも、この福祉灯油を実施するというそういうことが、今、実践されてきております。例えば、山形県なんかでは、もう全市町村に福祉灯油を毎年実施すると、上乘せする自治体も出ておると、こういう現状にもなってきております。県議会でも質問等も出て、県も国がそういう上乘せをするのであれば、やはり特別交付税の措置率が2分の1ということであるので、やっていくというような方向に今、な

っていると考えられます。

浅川町でもぜひこの福祉灯油をどういう形でやるのかということについては、しばらく前、10年か15年ぐらいになると思うんですけども、やったそういう経験なんかもあると思いますし、また、ぜひこの寒さに向かって大変な思いをしているそういう方々に、温かい措置をするのが自治体の役割だというふうに思っておりますので、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

全国的に原油価格の大幅値上げでのガソリンや灯油の価格が高騰しており、この問題はどの家庭にも影響していると認識しております。

国では、備蓄燃料開放や住民税非課税世帯に1世帯10万円給付などの方針を示していますので、価格高騰を含め状況を判断し、検討したいと思います。

また、市町村に対し、地方創生臨時交付金を交付する予定ですので、灯油購入補助も含め、以前のように現金給付や商品券配布など、どのような事業を実施するのかを、他町村の動向を見て検討したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、町長から、ぜひこの国のそういう措置もあるので隣接の町村、管内の町村、そういうところのことも考えながら検討してやりたいと、こういうことで答弁がありましたので、ぜひ、ああ本当によかったと言われる、そういう灯油の供給、こういうものにしていただきたい。形はつくったけれども魂が入っていないような、そういうものでないように、心から本当に温かい、そういうものとして役に立ったと、ありがたいと、こうなるような形で検討をして実施していただきたいというふうに要請をして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○10番（角田 勝君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）学校給食費無料化をして子育て支援を強め、子育てするなら浅川町の実現をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 様々な助成や無料化、こういうものが出てきております。3番議員さんからもいろいろ農業に対する補助の問題が生まれて、いろいろ論が生まれましたけれども、本当に農業のみならず容易でないそういう状況が災害なども含めて生ずれば、その住民の暮らしに責任を持つ自治体は、やはりきちっと措置をするというのが当然の仕事であります。

財源をどうするかということについては、それはいろいろ国のほうに要望したり特交でやっぱりきちっと措置しろというようなことや、あるいはどうしてもという場合には基金から一定程度流用するというようなそう

いう処置をしてそれらの声に応えるというのが自治体の全く役割なんです。

そういうふうなことで、この学校給食費の無料化も町長の言う教育と福祉は後退させないと、それどころか2分の1補助を今、浅川町ではしております。本年度の予算でも588人の1,850円ということで2分の1補助を実施しているわけでありまして。

しかし、県内では、半分まではいきませんが、3分の1強無料化がもう実現してきているんです。例えばあの郡山でさえ、コロナ禍のこういう世の中であるからということで一定の無料化を発表したんです。この近辺では、もう古殿、泉崎、埜、こういうところがもうやっておりますし、会津のほうも浜通りでもやっていると、こういうふうな状況であります。

ですから、決して浅川町が無料にするということが早いわけではないんです。しかし、補助金との関係いろいろなことがあると思います。しかしやはりいろいろ工面をしながら福祉を増進させていく、教育環境を調える、教育を充実させていく、これは自治体の最大の役割です。ぜひこの給食の無料化を実現してほしいなと。こういうふうにするのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

給食費の助成につきましては、平成28年度より半額助成を実施しているところであります。今年度も1,850万円の前算を計上しているところであります。

町の厳しい財政状況を踏まえますと、無償化につきましては、十分に検討が必要かと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 十分検討が必要だと、全くそのとおりでと思うんです。

ただやっぱり先ほども述べましたけれども、教育と福祉を後退させない、とりわけ子育て支援を強めると、これがやはり江田町長の私は基本的な柱だと思うんです。公約だと思うんです。その中で学校教育のこの給食、本当に誰も考えて、子どもが小さいときにそれぞれ弁当を持ってストーブの上で温めて教室いっぱい炊かんのにおいで充満するような、ああいう状況を考えますともう、本当にこの学校給食がありがたいなと、これはもう保護者のみならず全町民が思っていると思います。そういう中で、ぜひ、十分な検討はもちろん必要だと思います。

しかしこの、子どものキャッチフレーズではなくても、多くの人も言っていますけれども、子育てするなら浅川町でと、こう言われるような、あるいは胸を張ってそういうことが言えるような、だからぜひ君たちもこの浅川町に来てくれと、こういうふうなことが言えるような、そういう町づくりを目指して私はぜひ進んでほしいと。その中で容易でないという財源ではありますが、何としてもこの1,850万、それにも若干毎年生徒数が毎年減っております。もう昭和40年頃から比べれば4分の1ぐらいなんです。だから、そんなにこのままいけば、若者も人口も子供も減る一方だと思うんです。そこをやっぱり食い止めていって活力ある浅川町をつくるという点でも、私は大きな役割を果たさだろと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 確かに子供の無料化、給食の無料化は本当に大事だと思っております。

本町においても、2分の1はかなり早くやっているつもりであります。

それで、子供、高齢者、障害者が少しでも安全に歩くようにいち早く私は歩道整備を早く実施したいと思っておりますので、どうか給食無料費以外にも様々な支援がありますので、もうしばらくの間お待ち願いたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、町長の答弁で私ちょっと聞き直したいと思ったんだけど、歩道を整備したいというそういう言葉が今出てきたのかな。

〔「はい」の声あり〕

○10番（角田 勝君） それはやっぱり今、町長が言うようにお年寄りや子供が交通事故に遭わなかったり、あるいは安心して通学、買物ができるようなそういうことを目指しているんだというふうに私はもちろん賛成であります。

しかし、やはり同時に、町長が言われるように検討が必要だという最初の答弁もあります。十分な検討をして1日も早く実施していただきたいと、こういうふうをお願いをするんですが、町長、覚悟はどうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 無料化にすると、年間恐らく4,000万近く支出が出ると思います。

それで、そのほかにもやっぱり子供たちにはもっともっと使うお金が必要なんです。ですから、もうしばらくの間、2分の1で我慢していただきたいなと思っております。これ、前回9番議員にも同じことを言っておりますので、ぜひお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、高校などへの通学費補助、年1万円の引き上げをすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） やっぱり町に対して、次も子育て支援、教育、こういう観点から。

町は今年から年1万円の高校生の通学費の補助を実施しました。やはりこういう制度で始まってくれたの、これ本当にうれしいという一方、1万円ではちょっと申請に行ったりいろいろして手続きするというようなことで、これ私、在学証明が必要なのかと思ったら、在学証明は必要ないんです。ただ、そういう手続なんかも考えれば、例えば、常勤の会社に勤めていて、お母さんが一日休んで公民館で申請書をもって出してくれと。一日、あるいは半日でも休んだことによって皆勤手当がつかなくなったり、そういうことだってあり得るんです。

ですから、私は、1万ではなくてせめて3万円。なぜ3万円というふうに私は打ち出したかというのと、この浅川町からの定期代は、一番高いのが郡山なんです、今のところ。須賀川なんかもあります、須賀川もそれよりもちょっと高いんですけども、多くの人が行っている中では3万。定期代を調べたところ、3か月分をまとめて買う生徒、保護者が一番多いんだそうであります。3か月で棚倉は1万970円、石川中豊は1万2,840円、塙が1万9,710円、郡山が3万1,120円、安積永盛が2万8,640円と、ちなみに、須賀川もありますけれども、3万2,400円だそうであります。

せめて、この1回買うだけの金額、3万円ならば一番高いところが3万1,000円ですから、3か月分1回買

うぐらいの値段に仕上げて、実質的に形はつくったけれども魂が入らないと言われないような、そういうものに私は大変な財政の中ではありますが、すべきであろうというふうに思います。そうすれば、本当にそういう意味では、せっかくつくった制度が生きてくるというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校教育関係ですので、教育長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、12月9日現在で110件の申請となっております。

2点目につきましては、1万円でも頂けることは非常にありがたいとの声もいただいております。この通学費補助の制度につきましては、今年度からの制度でありますので、まずはこの補助制度を活用していただき、少しでもご家庭での負担軽減につながればと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 教育長さんからそういう話がありました。

私は、これ教育長あるいは教育委員会、そういうところだけのものではなくて、むしろ町のそういう方針、考えが貫かれなければならないんだなという形で町長にお尋ねしたんですけれども、教育長とすればそういうふうな声を答弁するのが当然でして、私はやっぱり町長として、これ制度をつくり、言い出しっぺがやっぱり町長なんです。だから、町長が教育委員会とも教育長とも相談したり関係者とも相談して、やっぱり1回定期買うだけの補助3万円です、これをぜひ実現してほしいと切に思うのでありますが、いかがでしょうか。

さらにお伺いしたいと思います。町長にお伺いしたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先月も、私にも交通費いただきましたというお電話がありました。本当に少しでも頂いて助かっておりますという、私のところあるいは教育関係にも電話が行ったそうです。それで、この制度は今年度から始まった新しい事業であります。やはり、今、10番議員が言ったとおり、1回ぐらいの定期を買うようなお金を上げたいと思っておりますが、本当しつこいようですけれども、財源が厳しいもので、補助、補助、補助、補助という補助がたまり過ぎて、どこか削減しなくちゃいけない、減らさなくちゃいけないところが出てきます。

それを、今後検討させて前進したいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 教育長からもありました。ありがたいという声も聞いたというふうな声もこういう、こともあります。本当に補助を頂く、そういう方々は本当にありがたいというふうに思うと思います。それは5,000円でも3,000円でもそうです。これはそのとおりだと思うんです。

しかし、町がやっぱり施策として打ち出して、本当に実感としてあよかったと言えるのはやっぱり定期券を1回買う分、3か月分ですから4回、だから4分の1になりますけれどもそういうものにして、魂を入れていったらなお喜ばれると、こう思うのでありまして、十分教育委員会なんかも、教育長なんかも協議をしながら

ら町長決断をして、新しい年には1回定期代が買えると、少なくとも3万円にしてほしいと心から思うのですが、最後にその点だけ念を押して終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 何とかして子供たちのために頑張りたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）国保税課税の子ども均等割をなくして減税すべきの質問を許します。
10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この問題も、私どもも前から主張しておりまして、全国的にも婦人団体なんか要望して、国保税の課税を子ども均等割を外すと、こういうふうな方向に動いてまいりました。

国も来年の4月からだと思います、子供の国保税の均等割を外していきたいという、そういうことが国の施策として出てまいりまして、半分国が交付税の中で持つというふうなことになるんだと思うんですが、手当てをするという、そういうことになりました。

ですから、特にこの未就学の赤ちゃんから学校に上がる子供、こういう子供にもいわゆる均等割ということで、昔の人頭割です、そういうふうな形で課税されているんです。これはやっぱりせめて赤ん坊から就学前の子供にはこういう税金を課すというのは、甚だ私は福祉に反するものだというふうにとまたま思っ、この議会でも均等割を外すというような質問もしたことがあります、国もそういうふうによくの国民の声を取り入れて、来年の4月からは2分の1補助をすると、こういうふうになりました。

この際、やっぱり浅川町は、就学前だけじゃなくて、できれば小学校、中学校ぐらいの子供が該当する中学校まで、均等割の課税を減免すべきではないのかなど。これは、国保に入っている人ですから、会社人の社会保険の方々は除かれるんですけども、国保税の課税されるというか国保税を適用する家庭というのは、商店や農家や個人の事業主、零細のそういう方々に比較的収入の少ないという階層なんです。そういうことも考えれば、子供が生まれてそこまで税金を赤ん坊からも取る、課税されるというのはあまりにも酷であるし、国はそういう措置も来年の4月からやるということでもありますから、ぜひ町もそれに準じて均等割を外していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

国では、来年4月より未就学児の子供の均等割保険料を5割軽減する制度を導入することを明らかにしました。国保制度では、家族の人数に着目した均等割があり、被保険者であれば子供に対しても課税されています。保険制度の公平性や子育て支援の観点から、収入のない子供にまで保険税を課税するのは、時代の変化とともに違和感があるのは確かでございます。

子供の均等割を廃止することは、現行制度の下では、その負担を少ない基金で賄うか、逆にほかの被保険者で負わなければならないという財源の問題も生じます。

現行制度の中では、個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなく、軽減対象範囲の拡大及び廃止等について、医療保険全体の在り方を国で議論すべきものだと思いますので、引き続き、国に対し強く要望していきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ここでも財源の問題が問題になると思います。

ただ、本当に昔の人頭割のような、そういう言わば理に合わないそういう課税の仕方であったと私は思うんです。ですから、国も遅ればせながらなくしていくという方向で2分の1を減額すると、国が2分の1、県が4分の1、町が市町村、自治体が4分の1と。こういう負担でなくすということが、もう通知としては入っていると思うんですけれども、そういうふうになると思います。

ただ、私が言いたいのは、そういう赤ちゃんから本当に小さい子供だけじゃなくて、せめて義務教育の子供まで課税をしないと。そして、子供を安心して産める、そういう言い方はあれですが、飛躍すればそういうものにつながっていく。そういう考え方としても、私は、国がこの未就学児の均等割をなくすという方向を打ち出したんですから、今度は町はそれに上乘せをして、義務教育、小中学校の均等割をなくすという、そういうことも私は考えていかなければならないのではないかと。もう既に全国で、国がこういう方針を出したものですから、多くの地方自治体で義務教育の子供に対する均等割の廃止ということを出してきています。

当然浅川町でも、今、町長が言ったように、そこまで踏み込んでいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、10番議員が、せめて義務教育まで考えるべきだと思うのは、私も全くそのとおりで思っておりますが、町単独ではかなり難しいのであります。

それでも、10番議員たちの力で、国は来年4月から未就学児の子供均等割を5割軽減をする制度を導入することは、全く一歩前進だと思っております。引き続き、国に対して強く要望していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私が言っているのはそうじゃなくて、それはもう国のほうのあれがもう決まって、地方自治体に流しているわけですから、さっき言ったような国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で未就学児まではもう実施するという、そういう前提でしょう。国が手当てをしているのに自治体がやらないということであれば、2分の1の補助なんかも来ないわけですから。そうではない、これはやると。というのが1つと、それから、義務教育まではというのは今の段階では難しいと。例えば基金を取り崩したり、一般会計から繰り入れると。こういうこともなかなか厳しいんだと。だから、その点はもう少し我慢してほしいというふうな難しいんだという、そういうことでありますか。

そうであれば、これはやむを得ないのかなというふうには思うんですが、そうですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今のご質問なんですけど、未就学児の5割軽減というのは、これ国で4月からやるということは間違いありません。2分の1が国で出して頂けるというか、未就学児は2分の1で負担が済むということで、これは、7割、5割、2割軽減後の率からさらに2分の1という制度でございますので、これは、全国の市町村で導入されるものと見込んでおります。

そのほかの、7歳から18歳、こちらの国保加入者分に関しては、国のほうでは今のところ全額課税するということになっておりますので、こちらのほうも引き続き無償化というか課税をなくすとなれば、かなり町の国保財政にも影響しますので、こちら、今、国保に関しましては、基金の残高がもうどんどん減ってきている状況ですので、先ほど町長答弁にもありましたように、もしこれを負担をなくすということにすれば、国保税のほうに賦課するか、またはその少ない基金をさらに導入するのかなというように2択しか今のところないとは思いますが、そういったことも考えますと、やはりこのそのほかの無償化とかというテーマに関しましては、検討を重ねて慎重に検討していきたいなど。

あと、さらに、国の知事会とかそういうところでも国に強く無償化を訴えかけていますので、それがようやく国では未就学の部分が終わりという、先ほど町長もおっしゃっているんですが、そういうふうに一歩前進してきましたので、全国的なこの流れで、無償化という部分ほどの自治体も訴えていますので、その動向も見極めながら、さらに要望とかをしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）町道里白石「出シ小野久保線」整備を圃場整備事業の取組実現をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 何か私の件名で紛らわしいのでありますが、ご存じの方も多と思うんですけれども、里白石の荒屋郷が地元の方々の努力、地元の議員さんも努力して、圃場整備がなされるということがまとまって、今、国・県に働きかけて、内々定を得ているようなそういう状況があるということを伺って、本当によかったなど、これは20年も前から荒屋郷の整備は話にはなっただけなんですけれども、福貴作の整備事業をやるときに引き続きというふうな話もあったりしたのですが、まとまらなかったのです。なかなか大変な、いろいろ地元の事情があったようですが、まとまらなかったと。これが、まとまってやれるということは、本当に関係者の努力に深甚なる謝意を申し上げたいと思えます。担当する農政商工課などでは、本当にまとめるために大変な苦勞をしたというふうに思います。改めて感謝を申し上げます。

さて、私が今、通告したのは、町道里白石出シから小野久保線、この道路の改良が、もう岡部町長の2期目ぐらいからですから、もう何十年も前から課題になっているんです。あの沿線に住んでいる方というのは、確かに少ないんです。石道に今は3世代あったのが1世帯1人、それから、白石に、この方は二夫婦そろって孫もいるというふうなお宅が2軒です。そして、小野久保に通じると、こういう道路です。特に、小野久保に通じるほうは、農道の舗装も終わって上も下も舗装になりました。確かに道は狭いんですけれども、2トン車ならば行けるというふうな状況にもなりました。しかし、ご存じのように、いわゆるあの白石の住宅から出シまでは、今、浅川町の町道であんなに整備も容易でないし、それから、歩くのにも大変だ、壊れる、こういう悪路といったらあれですが、整備されていない道路は、まずないのではないかとこのように思います。

片側はご存じのように岩盤の山です。山を削ったところもありますけれども、上を広げて整備するには、岩盤が一番危険なところの山林の地主さんというのは、名古屋のほうにいて、その名古屋のほうの人は、最近ほかの人にその山を転売したという話も聞きました。ですから、なかなか地権者を全部とりわけ一番危険など

ころの山林地主の了解を得るといふわけにはいかないといふような話も聞きましたので、私は、あの地域の圃場整備をやりながら、ぜひ小野久保線の整備を進めてほしいなど。

最初は、今度の荒屋郷の整備の事業の中で、離れてはいるけれども、こういう農道の整備をこの事業で取り組めないかといふふうに思っていたんですが、これは全く無理な話で、そうではなくて、あの地域も圃場整備をして、そして、あの下にずっと畑田の町道が山の途中行っていたのが下にずっと広げたような、そういう道づくりをやはりぜひ進めて、町道の改良につないでほしいなど、こういうふうに思っておるところであります。

区長さんやその地域の何人かの人たちとも話し合つて、地元の議員さんも、そのほかにも課題があつて、ガードレールの問題で課題があつて、今、そっちのほうもやっているんだといふふうな話も聞きまして、そういう人たちの努力も今されているようでありますが、ぜひあの地域の町道、これをぜひ整備してほしいと。それが、私は圃場整備をやってやるのが一番まとまるのではないかなといふふうに思いましたので、そういう形で通告をしたつもりであります。

ぜひ、あの地域はおよそ3町歩ぐらいだろうと地権者の人がいるんです。地権者は20人ぐらいはいるんだそうですね、今、行って驚くんですけれども、もう出シから元の危険物捨て場、ごみ捨て場といふんですかね、あそこに登る道からその上あたりはもう水田も一枚も作付していないんです。もうカヤとか雑草が生い茂つて。白石という1軒1人住んでいる家のところに登るところなんかは、もう木の葉やいろいろ詰まって大変な状況で、話したらすぐ建設水道課では行って詰まっているのを掃除したりいろいろ処置をしたようですが、あそこも根本的にこれは緊急な修理という形でヒューム管を入れる、あるいは側溝を入れる、下のほうの流れもきちっとするといふふうにするべきところあります。本当にあの町道を議会の中で論議した議員ももうほとんどの議員が、あの道路を通つて、思つて質問もしたり農政商工課とも建設水道課とも話し合つたと、そういう方々が多いと思つます。

ぜひ、そういう方向で今後、あの荒屋郷を取りまとめをしたそういう教訓なんかも生かして、ぜひ町道の整備に努力をしていただきたい、こういうふうに思つておりますのでありますが、お伺いしたいと思つます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

今回、農村整備事業いわゆる圃場整備事業では、調査地区として採択を受けたのは、里白石の荒屋郷地区となります。町道小野久保出シ線につきましては、地区外となりますので、今回採択を受けた事業での取組はできません。また、小野久保出シ線につきましては、近年の豪雨により砂利道箇所の一部で砂利の流出が見られ、補修を行つておりますが、今後は損傷の激しい箇所の現道を舗装し、管理したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

確かに、まるで地域も何も違うわけですからね、そういうところのその事業に繰入れやれるわけがないんです。私もその点はああ無理だなといふふうに思っていたんですが、分かります、それはそのとおりで思つます。

ただ、最後の損傷部分、なかなかあの部分を取りまとめて荒屋郷等の整備なんかもやりながらといふのも大

変だとは思いますが、何年か先にはやっぱり二、三年の間に取りまとめて、そういう方向をぜひ目指してほしいなど。地域の人も、そういうことでできるなら協力しますよというのがほとんどでありまして、今ならやはり実現にも可能だろうなというふうに思うんです。

本当に農業の衰退を見るような、あれだけの耕地があるにもかかわらず一つも田んぼを作っていない。こういう状況もありますので、その辺も含めて、そういう取組に向かってぜひいろいろ努力をしていただきたいというふうに思います。

最後にこの町長が言われた損傷部分、これはぜひごみ山という言い方はあれなんです、捨て場であったところ、白石といって左側に登って行くところなんです、一人で住んでいる家が元は3軒あったんですけれども、そこの登り口のところまでは、ぜひ私は整備をして舗装してほしいんだと思うんです。一定の幅があるし、広がるところは広げて、大雨降ると必ずそこが塞がってがっさと砂利が流れて、下は下でカヤとかすごい草なんです。だから、下のほうの側溝もきれいにさらわないとやっぱり駄目なんです。だから、そこのところはやっぱり今、町長言うように、損傷部分については整備をして改良すると、舗装もすると。これを町長が今、答弁されましたので、その辺を進めていただいて、近い将来に小野久保出シ線を整備してほしいと思いますので、ぜひ関係する職員の方々、力を合わせてやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はどうしますか。

○10番（角田 勝君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ここで、3時20分まで休憩とします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時20分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、教育長より先ほどの答弁について訂正がありますので、これを許します。

教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 先ほどの答弁の中で、4番、木田議員さんの中学校建設事業進捗状況及び建設検討委員会の位置づけについての⑤番、浅川中学校建設の事業方式についてというところで、DB方式とお答えいたしましたが、これは、従来方式ということになりますので、ご訂正をお願いいたします。失礼しました。

○議長（円谷忠吉君） 質問順10、9番、上野信直君。（1）待ったなしの二酸化炭素排出削減に町はどう取り組むのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 人間の活動が生んだ二酸化炭素の増加によって、極端な高温、豪雨、台風の巨大化などの異常気象が頻発し、数十年に一度と言われる集中豪雨や巨大台風が毎年各地を襲い、食料不安や経済の混乱

をも生み出しています。

今、子供や孫たちの生存基盤が脅かされているというのは、世界の共通認識です。私たちも、2年前の豪雨災害を経験して、地球温暖化対策は他人事ではないことを痛感しました。気候危機の主原因である二酸化炭素排出削減に対する我が国の対応には国際社会から厳しい批判の目が向けられており、SDG s の評価では、気候変動目標の項目が最低であるレッドカードでした。

しかし、国の動きは鈍くとも、我が町は我が子の生存のためにも、これから二酸化炭素排出削減に積極的に取り組まなければならないと思います。

その観点から3点伺います。

1点目です。二酸化炭素排出削減は、我々に直接関わる待ったなしの課題であると思いますが、この点についての町長の認識を伺います。

2点目です。町としては、二酸化炭素排出削減に具体的にどう取り組むのか伺いたいと思います。

3点目です。町民にも呼びかけて、町を挙げての二酸化炭素排出削減に取り組む必要があるのではないのでしょうか。今、具体案があれば伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、近年の台風や猛暑、洪水など地球温暖化の影響による異常気象、気象災害の原因の一つに、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が原因であると指摘されており、その緩和策の一つとして、二酸化炭素の排出削減は重要な課題であると認識しております。

2点目についてですが、町としましては、再生可能エネルギー設備導入の推進を図るため、住宅用の太陽光発電システムを設置する個人住宅に補助金を交付し、家庭内の生ごみの減量化を図るためにごみ減量用の器材を設置する世帯に補助金を交付しております。

また、防犯灯については、新設、修繕などの際は、LEDに交換しているところです。

3点目につきましては、今まで町民に向けた環境問題、温暖化防止という観点からの呼びかけは満足のいくものではなかったと思います。

本町は、気候変動対応型広域圏を目指したこおりやま広域圏に参加しておりますので、今後は、環境部門で連携して取り組むクールチョイス推進事業に賛同するとともに、一人一人がライフスタイルの見直しを図り、温暖化防止の一助となるよう広報紙や回覧、ホームページを通じて啓発を図ってまいります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確かに、1点目は重要課題だと認識をしているということで分かりました。

2点目、町としては、今、おっしゃられた3つ、太陽光の補助とコンポストの補助と、あとLEDへの交換ということです。でも、これではまだまだ全然足りないというふうに思います。

それで、これからどういう取組をするのかというのが質問の主眼なんですけれども、この点で何か具体的なものがあれば伺いたいというふうに思います。

それから、大元の国の対応がやっそこ動き出すか出さないかという状況なので、国の指針が示されるのはこ

れからということになってくるんだらうというふうに思うんですけども、そういうものも受けて、町も積極的に取り組むということになるんだらうというふうに思いますが、様々な対策を1つにまとめて、それをコントロールして町の対策として練り上げて組み立てていくという作業は、これはなかなか容易ではないというふうに思うんですけども、こういう仕事というのは、やはり新年度からできる企画担当の部門が担うということになるのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、3点目。これはちょっとこおりやま広域圏がなぜ出てくるのかよく分からなかったんですけども、改めてこおりやま広域圏がなぜ出てくるのか伺いたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 何に取り組むかというのは、まず担当課より説明をさせていただきます。

それで、今後いろんな対策、作業は担当課が担うのかというのについては、副町長に答弁させていただきます。

こおりやま圏は、今、こおりやま圏はクールチョイスというものをやっております、本町でもそういうのに賛同して取り組みたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） 具体的な取組としましては、引き続きの取組になるかもしれませんが、太陽光発電システムの設置の支援、それから公共施設への太陽光発電システムの、それから蓄電池の率先の導入、事業者、町民への省エネルギーへの推進、それから吸収源となる森林の保全活用、ごみの減量化、資源化の促進などについて周知を図ってまいりたいと考えております。

また、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減のために一番大切なことは、やはり一人一人のライフスタイルの転換、意識の改革だと思っております。

日本全体における温室効果ガスを考えますと、家庭から排出される割合は約20%と言われておまして、削減割合は少ないかもしれませんが、製品の買い替え、それからサービスの利用、ライフスタイルの選択をするときには地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択、クールチョイスができるような今後は取組ができるように広報ですとか回覧、ホームページを活用しまして、日常生活におきましても脱炭素に向けた行動と暮らしにおけるメリットを周知してまいりたいと考えております。

それから、3点目のこおりやま広域圏に何の関係あるのかということでしたが、浅川町もこおりやま広域圏のほうに参加しております、住民課としましては環境部門で連携しております。令和2年度、令和3年度におきましては、コロナ禍ということもありましてウェブ会議も多かった点もありますが、こおりやま広域圏で気候変動適応策の指針というものを、皆さんで話し合った上で作成しております。こういう指針を基に今後は町として、今、ちょっと原案とかを作成中ですが、丸ごと省エネ計画と称しまして、浅川町の地球温暖化対策実行計画区域施策編のほうを策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 担当課についてお答えいたします。

現在調整中ではありますが、環境部門のポイントがウェイトが大きいと思いますので、環境系を所管する部

門、今で言う住民課が中心になってこようかと考えております。この点につきましては、皆様ご存じのとおり例えばエネルギー政策であれば経済産業省とか、県で言う企画調整部、環境関係であると、国で言うと環境省であったり、県の生活環境部というような系統があるわけでありますが、町、コンパクトな組織でありますので、その点十分に連携を取りながらこの問題に当たってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今、住民課長のほうから分かりやすい具体的例も挙げて説明がなされまして、よく分かりました。

ただ、これから国が本腰を入れてこれに取り組んでくれるということになれば、様々な事業が出てくると思います。そうした中で、例えば、今でも地域の再生可能エネルギーを普及させるとか、あとは住宅性能の向上による省エネを図っていくとか、あるいは徒歩とか自転車の活用、こういうものでもすぐにできると。国からの後からの大きな指針がもうあると思うんだけど、今すぐにでも呼びかけられることもあるし、今すぐにでもできることもあると思います。こういうものもぜひ積極的に取り組んで、やっぱり重大な課題ですので、急いで、町の本気度が町民の本気度につながっていくと思うので、それが伝わるような対応をぜひやっていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）重度障がい者とひとり親家庭の医療費も窓口負担なしへの質問を許します。9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町は、来年4月から社会保険の子供の医療費も国保と同様に、県内全ての医療機関で窓口で一旦医療費を支払うことがない現物給付方式にするとのことです。長年その実現を求めてきた者として大変うれしく思います。このことにより、本来無料でありながら、一旦窓口で一部負担金を支払って後で町から返してもらう償還払い方式が残っているのは、重度心身障害者医療とひとり親家庭の医療、それから、障害のある子供の育成医療ということになるのかなと思います。

これらの現物給付化について、2点伺いたいと思います。

1点目ですが、重度心身障害者医療費とひとり親家庭の医療費は、県内でも既に現物給付にしているところがあるとのことでありました。我が町でも、体調が悪かったら、財布の中身を気にせずいつでも医者にかかれる現物給付に速やかに変えるべきではないでしょうか。考えを伺いたいと思います。

2点目ですが、障害のある子供の育成医療についても償還払いとなっています。これを現物給付にするのに特段の困難な理由があるのでしょうか。ないのであれば、こちらも速やかに現物給付に変えるべきではないでしょうか。伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、重度心身障害者とひとり親家庭の医療費の自己負担の助成については、現在は個人負担の全額を一旦払い、その後町に請求する償還払い方式となっております。そのため、受給者には申請書提出などの負担、または支払いの事務処理においてもかなりの負担となっております。石川郡内5町村での現物給付化はありませんが、重度心身障害者医療で14市町村、ひとり親家庭医療で、8市町村

が県内医療機関であれば現物給付できる方式を導入しております。現物給付化にするためには、国保連合会と社会保険診療報酬支払基金にそれぞれ業務委託をし、事務処理のためのシステムも導入しなければなりません。子ども医療費と同様に長年の課題である現物給付化のため、できる限り早い段階で実施できるよう、ほかの市町村の動向を注視し検討していきたいと考えております。

また、町村会等を通して要望したいと考えております。

2点目につきましては、子ども医療費と重度障害者医療費の現物給付方式を導入できれば、同時に育成医療費においても現物給付方式にできると見込んでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長は、以前の町長選挙の際に、やる気元気本気で子ども・高齢者・障害者の住みよい町づくりということを公約のモットーに掲げました。この障害者の住みよい町づくりという課題については、この3年間どういことがあったのかなというふうに思うと、なかなかこれ思い浮かばない。障害者のための施策は、地方自治体がやれる部分というのは本当に限られているというふうに思います。

そういう中で切実なのが、この医療費の償還払いを現物給付化にしてくれ、こういうことです。これは、町がやろうと思ったらできる、そういうことです。

先ほどの答弁では、できるだけ早い段階でやるようにしたいと。他町村の動向を見ながらというような話でしたけれども、他町村の動向なんてどうでもいいです。町村会に要望したいというような話もしましたけれども、町村会も関係ないです。これは町が、町長がやろう、若干システム導入とかにお金はかかるけれども、これはやらなければならないというふうに判断すればできる話です。だって人数だってそんなにいないんですから。

これはぜひ速やかに取り組んでいただきたい。できれば新年度から私はやってもらいたい。障害者に対する対策はこのぐらいしかありません、できることは、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うんですけども、再度答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この質問は、恥ずかしいですけども、私も平成22年に同じことを質問しております。

本当になかなか進まなかったんですけども、今の9番議員が言ったとおりに、では、障害者には何をやっているんだという今、意見が出ました。本当に大変申し訳ないなと思っておりますが、先ほど10番議員に言ったとおりに、では障害者が車椅子でも目が見えなくても歩けるようにするのは、やはり歩道整備なんです、今は。ですから、私、これ3年前も同じことを言ったかもしれませんが、まず今は歩道整備に力を入れています。そして、今、歩道整備も来年度予算も取りましたので、必ずこの現物給付のやる方向で前進したいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 歩道整備は大いに結構です。

ただ、その歩道を利用できる障害者の方は、そんなに限られた地域の方だと思うんです。全町の重度心身障害者の方が望んでおられるのは、この医療費の償還払いを何とか現物給付にして、極端な話、財布持っていかに

ないでも医者にかかされると、こういう状況にしてもらいたいということだと思います。

これは、本当に歩道をやっているからできないという話ではなくて、歩道の整備もしながら一緒にできることなので、ぜひ新年度からそういうふうに見えるように、これは可能なんですから対応していただきたいというふうに思うんですが、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 新年度からできるような、何とかやっていきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）町が使う電力を入札制にして電気料金の節減を図るべきではの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） これまでの今日の一般質問だけでも様々な住民要望が出されました。

財政が厳しいということが一貫して言われましたけれども、私、これから質問する、この質問と次の質問とその次の質問と3つは、町がお金をもらいましょうという話ですので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

質問します。

昨年の3月議会でも取り上げた、町が使う電力を入札制にして、電気料金の節減を図るべきではないかという問題であります。そのときの答弁は、メリット・デメリットを精査して対応したい、現在は令和元年4月から東北電力と5年間の長期割引契約を結んでいるというものであります。

そろそろ5年契約も3年になります。契約が切れた後、どう対応するのかは早めに決めておいたほうがよいと思い、ここで改めて3点伺いたいと思います。

1点目です。以前の質問の際に紹介した二本松市の例では、入札制度にして2,750万円、率にして27.8%の電気料金が削減できたと、議会で答弁がなされています。そこで、浅川町の年間電気料は幾らで、約200万円という東北電力の長期割引契約は、およそ何%の割引なのか伺いたいと思います。

2点目です。メリットデメリットを精査するということでしたが、したのかどうか。したとすれば、その結果はどうだったか伺いたいと思います。

3点目です。徹底して経費を節減し、町民のための財源を確保するという立場に立てば、電力の入札制度の導入を前向きに考えるべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、令和2年度決算で年間4,525万円支払っており、割引額は203万円ですので、割引率は約4.3%であります。

2点目の入札制度のメリットは、価格競争が行われることなどであります。デメリットは、事業所にもありますが、市場から仕入れた電力を販売している事業者の場合、価格が安定しないことや解約した場合に違約金が発生することなどがあります。

3点目につきましては、現在契約している東北電力とは令和6年4月まで長期割引契約を結んでおり、それ以前に解約した場合は、当初契約に遡って割引額を支払うことになるので、令和6年4月の更新時を目途に検

討してまいります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この電力の販売の自由化というのは、国が電力を価格競争させて、もっと安く下げようという意図で進めたというふうに理解をされております。

ですから、入札にすれば値段は下がるというのは当たり前なんです。先ほど二本松市の例を申し上げました。入札制度にして2,750万円安くなったと。率にすると27.8%だと。今、東北電力が長期契約でまけてくれているのは4.3%の割引率ということで、入札にすれば27.8%下がる、でも、東北電力の割引プランだと4.3%にしか下がっていないと、こういうことなんです。私、以前の質問の際も指摘しましたけれども、入札にしたらもっともっと下がるんじゃないかというのが、まさに裏づけられたというふうに思います。

メリット・デメリット。デメリットというか心配事というか、そういうのは確かにあるとは思いますがけれども、やはり町の貴重な財源を無駄遣いしない、経費の節減を図って、そのお金を住民の暮らし、福祉に回していくと、こういう観点に立てば、この電力はもっともっと安く済むようにすると。年間4,525万円もかかっているわけですから、それから203万円割引になるので4,300万円ぐらいですか、かかっているわけですから、これは大変もったいない。これを節減できれば、町民のためにいっぱい使えるわけですから、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、令和6年を目途に検討するというところであります。

ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 更新時には本当にいろいろ検討させて前向きにいきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）町公共工事の入札における最低制限価格の見直しをの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 前の議会でも言ったことなんですけれども、改めて申し上げます。

今年3月に行われた公共下水道の管渠埋設工事の入札で、2,200万円の札を入れた2社が最低制限価格を下回ったとして失格になり、2,600万円の札を入れた業者が落札しました。失格となった業者と落札した業者の差額は400万円で、消費税を入れると440万円にもなります。もし最低制限価格がなければ、工事は440万円安くできました。視点を変えれば、町民が苦勞して納めた440万円もの血税が無駄に使われたということでもあります。これには多くの町民から批判や疑問の声が上がりました。財源が限られている我が町で、町民が納めた税金を大事に有効に使うという観点から、この最低制限価格の見直しを求めた今年の6月議会での質問と答弁を踏まえて、4点伺います。

1点目です。予定価格から最低制限価格までが適正価格だという答弁がなされましたが、最低制限価格はどのように決められるのか伺いたいと思います。

2点目です。最低制限価格制度はどうしても導入しなければならないのか。法的根拠を明らかにしていただきたいと思います。

3点目です。導入するよう国の指導があるのかどうかも伺います。

4点目です。仮に最低制限価格制度を続けるにしても、指名競争入札には適用せず、一般競争入札に限定してはどうかという問いに対して、検討したいという答弁でした。検討した結果はどうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の最低制限価格はどのように決められているのかについてですが、浅川町例規集に、工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領という訓令により定められており、これを公表しております。

2点目の法的根拠についてですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律や地方自治法及び地方自治法施行令になります。

3点目につきましては、国より発注機関が必ず実施すべき事項の一つとして、最低制限価格の設定、活用が徹底されております。

4点目の一般競争入札に限定した最低制限価格の設定についてですが、今後、国が、最低制限価格未導入等の自治体に制度活用の徹底、適切な運用について個別にヒアリングするとの情報があり、一般競争入札に限った設定や一定価格以上での予定価格の設定、特定工種での最低制限価格の設定についてでも可能であるかの相談をすることによって、検討しているところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 基本的に、最低制限価格をちょっと下回った業者が駄目になって、400万円もの工事費がかさんだという、この事実が客観的にあるわけです。これを、町民の人たちは納得しているかといったら、納得していない。何で安くやってもらうのは駄目なんだと。400万円もそういうところに使っちゃって、何でこんな制度を設けているんだと。これは、町民の率直な正直な感覚だと思います、私は。私も理解できません。

いろいろ最低制限価格制度はこういう理由で必要なんだという説明は、前の議会でもなされましたけれども、いずれも説得力がない。そういう説明でありましたので、私は、どうしても設けなければならないのでないならば、これは浅川町は勘弁してもらったほういいというふうに思うんです。

そういう観点から伺っているんですけども、まず1点目、最低制限価格はどういうふうに決められているんですかという質問に対しては、例規集に書いてあるということでありました。例規集にどういうふうに書いてあるのかご説明を願いたいと思います。最低制限価格の決め方、具体的にご説明を願いたい。

2点目。最低制限価格はどうしても法的に導入しなければならないものなのか、伺いたいと思います。県南地方のある自治体では、いまだ導入していないところがあります。あるんですから、私はこれは義務ではないというふうに思うんですけども、導入しなければならないのでしょうか、伺いたいと思います。

3点目ですが、国のほうからは徹底するような指導があるというようなお答えだったのかなというふうに思いますが、いいです、それは。

4点目は、一般競争入札に限定するようなやり方も大丈夫ですかということを、国と相談中だというお話でありました。でも根本的に、どうしても法的に最低制限価格を設けなければならないわけではないのであれば、

別に国と相談するまでもなくて、町独自で判断できることではないでしょうか。国の顔を立てるという意味で一般競争入札の部分はやるけれども、でも、長い間信頼関係ができている業者との指名競争入札においては、今までどおり最低制限価格を設けないでやります、こういうやり方も、地方自治体なんですから、自治体なんですから、自分たちで決められる範囲ではないかというふうに思うんですが、改めて以上の点を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

初めに、1点目のどのように決められているのかにつきましては、町長答弁にもありましたとおり、最低制限価格算出要領という訓令で今定められておりまして、この中で最低制限価格の算出方法というのがあります。

設計書に基づきまして、設計書の中で土木工事等の場合、それから水道施設工事の場合、それから、この中に解体工事は対象外とするというふうに定められておりまして、土木工事等、こちらは建築のほうも入るわけなんです、これにつきましては、直接工事費の額に0.97を乗じて得た額、それから、共通仮設費の額に0.90を乗じて得た額、現場管理費の額に0.90を乗じて得た額、一般管理費の額に0.55を乗じて得た額、こういった形で、合計しまして1,000円未満はあった場合には切り捨てまして、あとは消費税を加算するというような形で算定を行っているところでございます。

なお、こちらの算定式のほうにつきましては、国が国土交通省が事務局を務めております中央公共工事契約制度運用連絡協議会というのがございまして、こちらのほうでモデル式を算定しておりまして、これにおおむね基づいて算定しているところでございます。

それから、2点目の、どうしても法的根拠、実施しなければならないのかということにつきましては、先ほど法的根拠でも申し上げましたとおり、まず、品確法と呼ばれます公共工事の品質確保促進に関する法律、こちらのほうは、第22条のほうに、国は基本理念にのっとり発注者を支援するために地方公共団体、学識経験者、民間事業者、その他の関係者の意見を聞いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札、契約の方法の選択、それから、発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針をまとめるものとするという決まりに基づきまして、発注関係事務の運用に関する指針、こちらのほうで必ず実施すべきことということで、低入札価格調査制度もしくは最低制限価格の設定ということの徹底がされているところでございます。

導入していないところもあるということでございますけれども、県内でも若干導入していないところはあるようでございます。なお、こちらについても、全市町村、全国の市町村も全てどのような状況かというのは国のほうで公表されておりまして、ホームページ等に掲載されているところであります。

それから、4点目の、やらないは町の独自の判断であろうということもでございます。それもおっしゃるとおりのところもあるとは思いますが、導入した経緯、31年からですかね、町のほうも導入しております。失礼いたしました、平成30年4月17日から導入しておりますので、その際の導入した経緯につきましては、これまでの町長答弁のほうで説明しているものが、主な要因、理由でございます。

なお、今後どうしていくかにつきましては、町の指名委員会、それから全庁内の会議等で検討していかなく

ればならないものだと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目は、いろいろ計算式があるということなんですけれども、大体予定価格の何%ぐらいになるんですか。個々の工事で違うんでしょうけれども、おおよそで結構ですので、そこら辺の数字教えてもらって分かりやすくなると思います。

2点目の、導入しなければならぬんだという話もあれば、導入していない自治体もあるんだという話もあって、何か本当にこれやらなきゃならないのかなというふうなのは疑問なんですけれども、そういうものであれば、あえてやる必要もないのかなというふうに思うんです。

4点目のところで出てきた導入の経緯というのは、議会には全く何の話もなかったです。私が一般質問で取り上げる以前は、この最低制限価格なんていう説明も1回も出たことないし、いつから導入されたのだからなんというのさっぱり分からない。どういう経過でどういう判断で導入することを決めたのかなんていうのも、一切議会には何の説明もなかったです。いつの間にか決まっていたということで、それで入札で何かおかしいことが起きているという状況が今、あります。こういう町民の目から見て全くおかしい状況というのは、これはやっぱり改めるべきだと。しかも、町民の税金が、納めた税金の使い方が直接問われている問題ですから、こういう使われ方をしたら納得しないと思います、町民の人は。これは、ぜひ是正する方向で、少なくともどうしても導入したいんだらば、あまり浅川町ではないですけども、一般競争入札に限定して指名競争入札には適用しないと、こういうような対応を少なくとも取ってもらいたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最後の件は私が答弁しますが、そのほかは課長より説明させていただきます。

導入は、これから町はどうするんだということでありますが、これは私一人ではちょっと難しいのでありますので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それで、最低制限価格を設定した際の予定価格から大体どれぐらいの、何%ぐらいの範囲に設定されるのかということにつきましてですけども、おおむね水準といたしましては、予定価格の87から92%というふうになっております。それから、導入の趣旨のほうの説明がなかったということで、導入した趣旨につきまして、改めてまして若干ご説明させていただきたいと思います。

平成26年に担い手3法と呼ばれます3つの法律が、一体的に改正されました。この法律は将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成確保の実現を目標としているものであります。この3つの法律のうち品質法と呼ばれる公共工事の品質確保の促進に関する法律改正の背景には、ダンピング受注、行き過ぎた価格競争、現場の担い手不足、若年入職者減少、地域維持管理体制への懸念などによるものであると思います。

この法律の基本理念といたしましては、災害を含む地域維持、担い手確保への配慮、ダンピング受注防止、下請契約を含め契約適正化と賃金、安全衛生と労働環境改善があります。発注者の責務としては、担い手の中

長期的な育成確保のため、適正な利潤確保のための予定価格の適正設定、そして、最低制限価格等の設定があります。そして、先ほど申し上げました品確法22条に基づき国が作成しております発注関係事務の運用に関する指針では、発注者が必ず実施すべき事項の一つに、最低制限価格等の活用と設定が掲げられております。これに基づきまして、町といたしましても、町民の生活と暮らしを守る公共施設、インフラ施設の維持、更新や整備、それから除雪や災害対応、地域の担い手としての健全な事業継続のため、このような制度を導入したという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 補足いたします。

今ほど、町長や課長からあったような法の趣旨というものがありまして、それに基づいてこれが定められているものと認識しております。

一方で、議員おただしのように、現場や実際においての疑問点などもあるというのが現実なのかと考えております。これにつきましては、町長答弁で最後に申し上げたように、今後どのようなことが制度上可能であるのかどうか等について、検討や相談などしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）原発事故による東電への賠償請求は全額きっちり回収すべきの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 東京電力の過失によって発生した原発事故により、我が町は放射能から町民の健康を守るなどのために多くの出費を余儀なくされました。

事故から10年が過ぎましたが、去る9月議会の10番議員への答弁では、出費したうち、267万円分がまだ弁償されていないということであります。これは必ず全額弁償させ、町民のために使う財源にすべきです。

そこで、改めて4点伺います。

1点目です。私は、東京電力が事故を起こさなければ町は出さなくて済んだお金なので、しっかり全額弁償させるべきだと思いますが、町長はどう考えるのか伺います。

2点目です。今までは、東京電力との話合いで返してもらおうという立場だったと思います。では、今後も東京電力との交渉を続ければ、これら267万円が弁償されると思うのかどうか伺います。

3点目です。県及び近隣市町村はどう対応しているのか伺います。

4点目です。事故を起こした加害者が弁償の範囲を決めている現状は、全く異常です。町は、町税の滞納者には差押えなど強い手段も取っているではありませんか。交渉でらちが明かないなら、ADRや訴訟を真剣に検討すべきではないでしょうか。考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、去る9月議会の決算時にお答えしたとおり、原発事故が起きなければ必要のない支

出であり、強く要求してまいります。

2点目につきましては、全額弁償させるよう、粘り強く対応したいと考えております。

3点目につきましては、県内59市町村の請求額の合計は、令和3年3月末時点で約1,438億円あり、約575億円の支払いとなっている状況です。

4点目につきましては、他の自治体の状況を注視し、検討したいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長もしっかり返してもらわなくちゃならないお金だと思っているということでは、私と同じ思いだったと思います。

2点目ですが、私は、今後とも粘り強く東電と交渉したならば267万円弁償してもらえるとと思っているんですかという質問なんです。この点について改めて伺いたいと思っております。

3点目です。県や近隣町村はどう対応しているのかと。特に私、県の対応を副町長おられますから伺いたいと思うんですが、以前ADRに持ち込むというお話がありました。その後どういうふうに進展しているのか、お分かりであれば伺いたいと思っております。

4点目です。町は、町税とかの滞納者には強い手段も取るし、支払いが遅れたらば延滞料も取る。こういうある意味厳しい対応を取っていますよね。東京電力に対しては、今までもらった中で、弁償された分について、延滞料はもっているんですか。これ法的には当然もらってしかるべきものだというふうに思うんですけども、これももらったことがあるのかどうか。税の延滞料だったらば年間で14.6%になる。ですから、もう10年ぐらいたっているわけですから、もらう金額はこの倍ぐらいになってもいいはずなんですけれども、きちんとそういうところまで請求しているのかどうか伺いたい。

それから、もう事故から10年以上が過ぎていて、そろそろ消滅時効の心配が出てくるわけです。東京電力が、もう時効ですから払えませんか絶対言わないように、これは県を先頭に関係市町村が一致して強く念を押して、そういう主張は絶対するなということをお願いしたい。こういうことはこれまでもなされてきて、東京電力もそうしましようかみたいなことは言っているようでありましてけれども、これは絶対に気を緩めないでやり続けていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最初の1点目と最後は私がお答えいたしますが、そのほか副町長と課長に説明させていただきます。

まず、全額弁償は、当然当たり前だと思っておりますので、必ず返していただきたいと思っております。また、最後に、10年過ぎていたので時効はあるのかということですが、時効はないと思っております。必ず請求して、あるいは東電にお話をしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、3点目、県ではなく市町村の対応の状況でございます。

ADRのほう、2年度末の状況ですが、7団体の市町でADRを申し立てており、金額については申し立ての金額が296億に対して、和解になったのが31億6,000万円というような状況でございます。

それから、延滞相当分の請求については、請求はしておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、お答えいたします。

まず、県のADRの対応についてであります。

すみません、私の記憶の範囲で恐縮ではありますが、県でもADRを複数回実施しておりまして、合意に至ったもの、もしくは最近ですと合意が整わずに県が提訴に踏み切ったものもござります。その際には弁護士などにも相談し、弁護士費用なども併せて請求しているところでもあります。

あと、時効の考え方、こちらについては、県下で、地方公共団体のみならず農業とか商業とかそういった団体が協議会を組織しておりまして、その協議会において、東京電力に時効を援用しないようにといった要望をして、東京電力においては時効の援用はしませんということを明言しており、さらに会社としての方針にも書き込んでいるというところで、ここについては引き続き要望してまいる考えで、ということで県下団体では実施しているところでもあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 粘り強く交渉して返してもらえると思っているのかということについて答弁がありません。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、先ほど私言ったつもりだったんですが、粘り強く返してもらわなくちゃいけないと思いますので、私も先頭になって東電とお話をしたいと思っております。

そしてまた、時々東電とお会いする機会がありますので、そのときぜひ強く要望していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これ、10年たってもまだまだ払っていないのが何種類もあって、267万円になっているという状況でありますので、これから粘り強く交渉して返してもらえるかと言ったならば、話し合いだけではもう私はなかなか難しいんじゃないかなと。

9月議会の町の説明の部分を会議録で見ましたらば、東電は判例とかを参考にしながら弁償している部分があるんだというような話でした。判例を参考にしながらというのは、裁判をかけられて東電が負けたので、その部分は払ったと、だからあんたのところにも払いますという、こういうことなんです。裁判へやって、裁判にかけられて負けるまでは払わないと、これが基本姿勢かなというふうに私は思っています。ですから、町には顧問弁護士さんもおられるわけですから、執行部はもちろん、顧問弁護士さんを入れて、これ金額的にこれはもうやったら費用倒れだよとかいろいろあると思うので、専門的な意見も聞きながら、これはやっぱり訴訟も考えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 弁護士と相談はさせていただきますが、本当に訴訟してまでは今のところ考えておりま

せんが、なお、今後検討させていただきます。今ここで訴訟するとかしないとか言えませんので、ぜひ検討させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）タクシー助成を増額して、足のない高齢者の生活に支援をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） タクシー助成券は最高で500円券が24枚、1万2,000円分の補助になっております。利用者からは大変ありがたい、だけれども、歯医者に行くのに片道4枚使う、往復で8枚になって、3回歯医者に行ったら1年分なくなってしまうと。もっと増やしてもらえないかと。こういうおばあちゃんの切実な声も寄せられております。

棚倉町は、浅川町の倍の48枚を支給しています。ですから、浅川町のタクシー助成を増額して、足のない高齢者の生活にもっと支援をすべきではないかというのが、この問題での3回目の質問です。今回は、9月議会の質問を踏まえて3点伺いたいと思います。

1点目です。令和2年度にもらったタクシー券を使い切った高齢者は113人だという報告でした。ですから、もっと欲しいと切実に思っている人はかなりいるということではないでしょうか。町長の認識を伺いたいと思います。

2点目です。タクシー助成は、高齢者が医者に行ったり、買物でも移動販売車では補えないものを買に行ったり、孫の顔を見に行ったりと、人としての生活をする上で大いに役立っていると思います。ですから、予算を増やして助成の増額をすべきではないでしょうか。考えを伺います。

3点目です。現在タクシー券は、本人が乗車しないと使えないことになっています。しかし、夫婦二人暮らしの場合に、片方の方の体調が優れずタクシーに乗れないようなときは、配偶者がタクシー券を活用できるようにしてほしいという強い声があり、このことは9月議会で取り上げました。これについては、検討するというお答えでありましたが、検討の結果を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、使い切った利用者の中には、さらに券を利用したい方が一定数いるものと認識しております。

2点目につきましては、さらに検討してまいります。

3点目につきましては、現状の取扱いを継続してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 高齢者の方の足の確保をして、生活に困らないように、あるいは潤いのある生活にしてみらおうということで、このタクシー助成制度は始まったんだと思います。ところが、スタートから棚倉町の半分の金額補助ということで、なかなか足りないというのが、もうあちこちから出ているというのが、町長も町民の方からお聞きをして分かっていると思います。それで、一番のそういう声は、思っている方は一定数いると思うと、こういうお答えだったというふうに思います。

私は、ほかよりも飛び抜けて多く出してほしいということではなくて、同じものをやっているお隣の町ぐら
いはせめて出してほしいというふうに申し上げているんですけども、これはなかなか難しい問題なんですか。

私は、やはりこの過疎化が進んで高齢者が独り住まいのお宅が多くなる、あるいは若い人がいなくなる、高
齢者の夫婦が二人暮らしになる、こういうのが加速度的に増えている我が町においては、やはりもっと買物に
行ったりあるいは人と会ったり、医療機関に行ったり、こういうのができやすくする、このタクシー助成券と
いうのは、もっと需要が高まっているし、町としてもその要望に応えるべきだというふうに思うんですけど
も、増額については全く検討していないんですか。2点目について伺います。

それから、3点目ですが、現状の取扱いでやりたいということで、片方の体調が優れないという方はタクシ
ー券持っていますが、それは無駄になると。配偶者が使うということではできないということです。何でなの
でしょうか。これ、どういう理由でこういう場合にもそれは使えないよと、言ってみれば冷たい仕打ちをするのか、
私はその理由をお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） タクシー助成券は、高齢者が医者に行ったり買物に行ったり、生活する上で大いに役立
っていると、私も電話等でいただいております。

そして、また、高齢者からも、これも言ったかもしれませんが、ぜひ何とか増やしていただきたいという要
望もございます。

それで、来年度に若干増やせるか、再検討させて、なるべく新年度に金額を乗せる方向でいきたいと思っ
ております。もし、金額はまだ決定しておりませんが、ぜひ検討させていただきたいと思います。

そして、また、3点目については、現状のままでも継続していきたいと思っております。その理由は、タクシ
ー券は当然金券であります。どうしてもその本人に使っていただきたいと思っておりますので、ぜひご了承願
いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 最初の質問よりは前向きな答弁があったかなというふうに思うんですけども、増やし
てほしい要望が町長も聞いているので、何とかそれに応えたいと。来年度若干の予算を増やせるかどうか検討
させていただきたいということでありました。若干でも、私は町の姿勢が表れると思います。財政事情もあり
ますから、いきなり棚倉並みにしろと、私はそういうのは固執はしませんけれども、ただ、一般会計の決算の
黒字額を見ると、これに回せるお金がないとはとてもは思えないんですが、ぜひ町民の皆さんから、利用者の
皆さんから幾らでも増えてよかったというふうな声がさらに町長に届くように、前向きにやっていただきたい
なというふうに思います。

それから、3点目なんですけれども、これ技術的な問題がネックになっているんですか。そのタクシー利用
券の持ち主の配偶者だということが証明するのが困難で、タクシー会社でもそれを確認することが容易でない
のでこれはできませんということなのか。それとも、あなたにあげた特権なんだから、だからほかの人に譲る
ことはできません、こういう感覚なのか。もし後者だとしたらこれは違うと思います。

だって、配偶者の片方がタクシー券もらったんだけど、体調悪くてタクシー乗って外出できない、こ
ういうときは片方の配偶者の方が代わって私が買物してきてあげると、あんたの必要な物を買ってきてあげる

とこういう使い方をするわけです。それが何で悪いのか。これは特権でも何でも無い。私は、こういうのは全く認めて当たり前だというふうに思うんです。この点についても改めて、町長と担当課の答弁があればもうちょっと正確な話も伺いたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、悪いとは言っていないんですが、これ本人確認が必要だと思います。

なお、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今ほど町長から答弁したように、基本的にタクシー券については名前が書いてありまして、それを本人確認の上利用することが前提となっております。それを夫婦間に限るといったところで、これがいろいろ別な考え等でだんだんルールが緩んでくるというか、ここはやはり本人のみにしておいたほうが、この制度の運用上も事務的にも確認しやすいということから、今回まだ現状の取扱いを継続していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時26分